

うきは市

子どもの読書活動推進計画

(第3次)



うきは市・うきは市教育委員会

令和5年4月

はじめに



うきは市では、子どもの読書活動の推進は市全体として取り組むことが極めて重要であると考え、平成25年度に「うきは市子ども読書活動推進計画」平成30年度に「同(第2次)」を策定し、以来、施策の推進に取り組んでまいりました。令和4年度に改訂作業を行い、この度、第3次計画として策定の運びとなりました。

平成30年に閣議決定された「第四次子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」の中で示されたとおり、子どもの読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであり、社会全体で積極的にそのための環境の整備を推進していくことは極めて重要なことであります。

今日、子どもを取り巻く環境は、ネット社会のさらなる進展やAIの発達などの急激な変化とともに、心身の健やかな成長にとって望ましくない状況も生まれています。少子高齢化の進展に伴う就学・就業構造の変化、技術革新やグローバル化の進展に伴う産業構造や社会システムの変化、子どもの貧困、地域間格差等の地域課題など、社会が急激に変化し複雑化していく中では、子どもが自ら考え、自ら行動し、主体的に社会の形成に参画していくために必要な知識や教養を身に付けていく上で、読書活動が大変重要な契機となります。このように、未来をたくましく切り開くための活力源となる子どもの読書活動を支援していくことは、うきは市全体に課せられた使命であります。

今回の改訂を契機として、学校、家庭、地域を始めとして市民の皆様の理解と協力により、子どもたちの読書環境がより一層高まっていくことを心より祈念いたします。

結びに、今回の計画策定にあたり、ご尽力いただきました「うきは市子どもの読書活動推進協議会」委員の皆様をはじめ、ご意見をお寄せいただいた市民の皆様、関係各位のご協力に対し、心より厚く感謝申し上げます。

令和5年4月

うきは市長 高木 典雄

目 次

はじめに

「子どもの読書活動推進計画」（第3次）の策定に当たって	1
-----------------------------------	---

第1章 第2次計画の総括と課題	2
-----------------------	---

1 国、県の子ども読書活動推進の状況	2
2 子どもの読書活動の現状（読書活動実態調査から）	3
3 第2次推進計画施策の総括	10
4 子どもの読書活動推進の課題	17

第2章 子どもの読書活動推進計画（第3次）の基本的な考え方	19
-------------------------------------	----

1 計画の目的	19
2 計画の理念と3つの柱	19
3 計画の位置づけ	19
4 計画の対象	19
5 計画の期間	19
6 推進体制	20
7 財政上の措置	20
8 感染症対策等	20

第3章 子どもの読書活動推進のための具体的な取組	21
--------------------------------	----

1 発達段階に沿った取組	21
2 具体的な取組	23

第4章 子どもの読書活動推進のための施策表	30
-----------------------------	----

資料編

「子どもの読書活動推進計画（第3次）」の策定にあたって

子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、子どもの健やかな成長を図るために、平成13年12月、「子どもの読書活動の推進に関する法律^{★1}」が公布・施行されました。この法律の中で、子どもの読書活動の推進に関し国と地方自治体の責務を明らかにし、「すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない」と定めています。

うきは市では、この法律に基づく国の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画^{★2}」及び「福岡県子ども読書推進計画^{★3}」を基に、平成25年度に「うきは市子どもの読書活動推進計画」、平成29年度に「うきは市子どもの読書活動推進計画(第2次)」を策定し、子どもの読書活動推進のための諸施策を示し取り組んでまいりました。

今回の第3次計画の策定にあたっては、うきは市子どもの読書活動推進協議会の委員が中心となって前計画の諸施策や小・中学校の児童生徒や保護者への読書活動実態調査を行い、前計画策定以降の子どもを取り巻く読書環境の変化と今後の課題を踏まえ改訂作業を行いました。

うきは市では、平成25年度から取り組んできた計画を継承し、さらに発展させるため、引き続き第3次計画の実施に取り組んでまいります。

【注釈】

「子どもの読書活動の推進に関する法律^{★1}」、「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画^{★2}」、「福岡県子ども読書推進計画^{★3}」

以上、巻末資料参照

第1章 第2次計画の総括と課題

1 国、県の子ども読書活動推進の状況

(1) 国の動向

国は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、平成14年8月に「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定し、平成20年3月に第二次計画、平成25年5月に第三次計画、平成30年4月に第四次計画へと改訂を行いました。現在、第五次基本計画の策定に向けた作業が進められています。国は、第四次計画において、第三次計画に引き続き家庭、地域、学校等での読書活動の推進を中心に据えながら、発達段階に応じた取組による読書習慣の形成や友人同士で行う活動等を通じた読書への関心を高める取組を進め、令和4年度に不読率を半減（小学生2%以下、中学生8%以下、高校生26%以下）させることを目指しています。また、学校図書館の運営の改善・向上を図るため、平成27年4月に学校図書館法の一部が改正され、平成28年度には「学校図書館ガイドライン★¹」が示され、併せて、令和4年1月には、第6次「学校図書館図書整備等5か年計画★²」が策定され、学校司書の配置や資質の向上など必要な措置を講ずるとともに学校図書館の整備充実に努めなければならないとされました。さらに、平成29年度に幼稚園教育要領、小学校及び中学校学習指導要領が、平成30年度には高等学校学習指導要領が公示され、学習の基盤となる言語能力の向上が求められるとともに、言語能力を向上させる重要な活動の一つとして、読書活動の充実が求められています。さらに、令和元年には、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）★³」が成立し、全ての子どもたちが自由に読書ができるように読書環境の整備が求められています。

(2) 福岡県の動向

福岡県は、平成16年2月に「福岡県子ども読書推進計画」を策定し、平成22年3月に改訂を行いました。さらに、これまでの成果と課題を踏まえ平成28年8月に再改訂を行い、「家庭・地域・学校・民間における子どもの読書活動の推進」「子どもの読書活動推進のための施設・設備等諸条件の整備・充実」「図書館間及び学校図書館等との連携・協力・ネットワーク化」「子どもの読書活動に関する理解と関心の普及」を4つの柱とした子どもの読書活動の推進を図る事業を実施しています。また、福岡県青少年アンビシャス運動でも、「7つの提案」の中で、読み聞かせや「朝の読書活動」、読書ボランティアの育成を取り上げています。さらに、令和4年度の福岡県教育施策実施計画の中では、「読書活動の充実」として、『「福岡県子ども読書推進計画」に基づき、子どもの発達段階に応じた効果的な取組を推進すること、公立図書館及び学校図書館等のネットワーク化や公立図書館による学校支援を推進し、子どもの読書活動の充実を図ること』などが挙げられています。

【注釈】

「学校図書館ガイドライン★¹」

第6次「学校図書館図書整備等5か年計画」★²

「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）★³」

以上、巻末資料参照

2 子どもの読書活動の現状（読書活動実態調査から）

うきは市では、「子どもの読書活動推進計画」策定のため、平成24年度と平成29年度、さらに今回、令和4年度に下記の要領で、児童生徒（小2・小4・小6・中2）及び保護者（年長児・小2）への「読書活動実態調査（読書活動に関するアンケート調査）」（以下、「調査」）を行いました。

そして、平成29年度、令和4年度の2回の経年比較を通して、前計画策定以降のうきは市の子どもの読書活動の現状を分析しました。

「読書活動実態調査（読書活動に関するアンケート調査）」

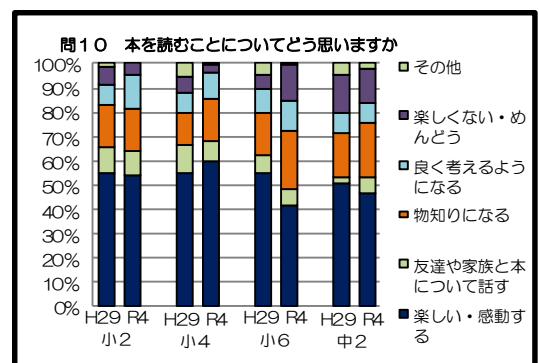
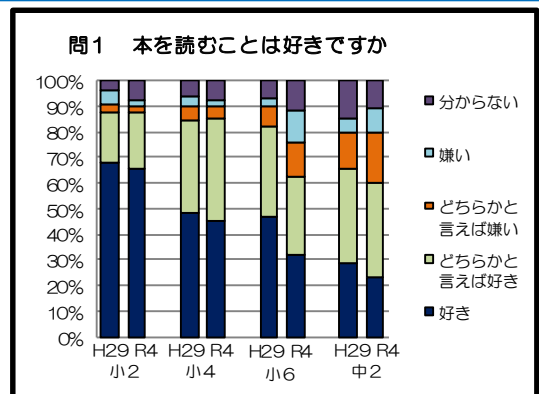
- 1 目的 「うきは市子ども読書活動推進計画（第3次）」を作成するにあたり、うきは市における子どもの読書活動の実態を把握する。
- 2 実施日 令和4年6月、7月
- 3 対象
 - ・うきは市立小学校2年生・4年生・6年生及びうきは市立中学校2年生の児童・生徒
 - ・うきは市内の保育所（園）・幼稚園の年長児の保護者
 - ・うきは市立小学校2年生の保護者
- 4 方法 うきは市立小中学校及びうきは市内の保育所（園）・幼稚園に協力依頼
- 5 形式 web回答方式（無記名、択一回答設問、自由記述あり）
- 6 回収数等

対象者	小2	小4	小6	中2	小2保護者	年長児保護者
回答数	224	287	271	240	72	44

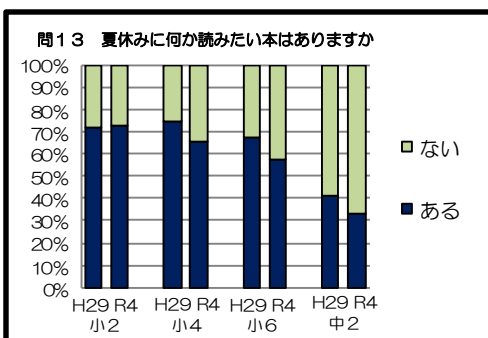
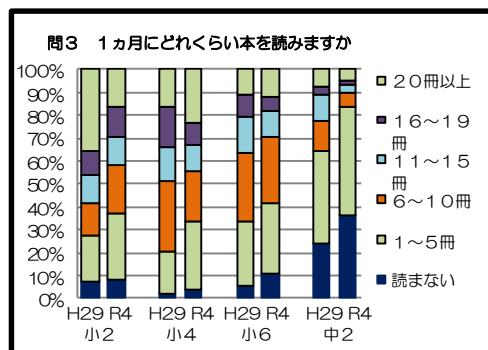
※web回答のため、実際の対象者数との誤差あり

（1）読書に対するこどもの意識

- ・「読書を好き・どちらかと言えば好き」とする肯定的な回答の割合は、小2で88%、小4で85%、小6で62%、中2で60%と学年が進むにつれて減少しています。H29調査と比べると、小2と小4は+1%で微増、小6は-20%、中2は-5%で大きく減少しています。特に小6の減少が目立ちます。肯定的な回答が微増の小2、小4でも、「好き」の割合は減少しています。また、小6、中2では、「嫌い」と回答した割合も増えています。
- ・読書をするということについては、全学年とも「楽しい・感動する」が第1に挙げられています。また、読書をするということについて肯定的な回答が多く、小学生全体で9割前後、中学生で8割強です。学年が上がるにつれて「楽しくない・めんどろ」という否定的な回答が増えています。H29年度調査と比べると、特に小6の否定的な回答が増えています。



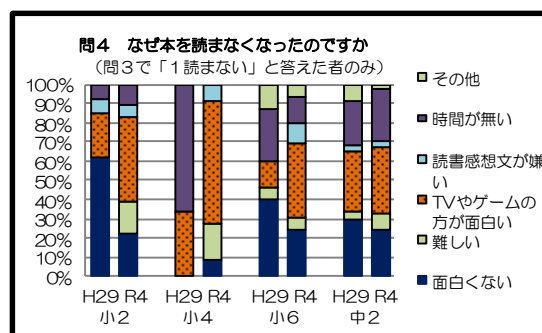
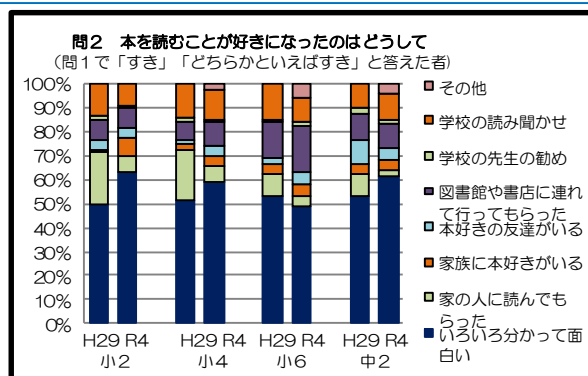
- ・1ヵ月の読書量は学年が進むごとに減少しています。H29年度調査と比べて「不読率」が小・中共に増えており、小学生全体は4.9%が7.4%（全国学校図書館協議会による調査^{★1}の全国平均6.4%）に増加し、中学生は、23.9%が36.7%（同平均18.6%）に大幅に増加しています。前回以上に読書離れが進行していると言えます。
- ・「夏休みに何か読みたい本はあるか」という問いで子どもたちの読書に対する意欲の傾向を見てみると、小2で7割以上の子が「読みたい本がある」と答えています。小4（約6.5割）、小6（約6割弱）と少しずつ減少し、中2では、大きく減少し約3割強の生徒しか読みたい本がない状況です。問1（P3参照）の本を読むことに對して否定的な回答や、問3の「本を読まない」の回答、問12（P5参照）のTVやゲームの時間が多い子の回答と同じ傾向が見られます。



◆学年が進むにつれ読書量が減少し、不読率が増加する傾向は、過去も含めて全国の調査と同様です。しかし、近年、全国学校図書館協議会による調査の結果（P9注釈参照）を見ると全国的に「読書冊数」が増え、「不読率」も減少傾向が見られる中、うきは市では、「読書冊数」が減り「不読率」も増加しています。今までの取組を見直し、それぞれの立場で、子どもたちの読書活動の推進が必要であると考えます。

(2) 読書が好きな理由・嫌いな理由

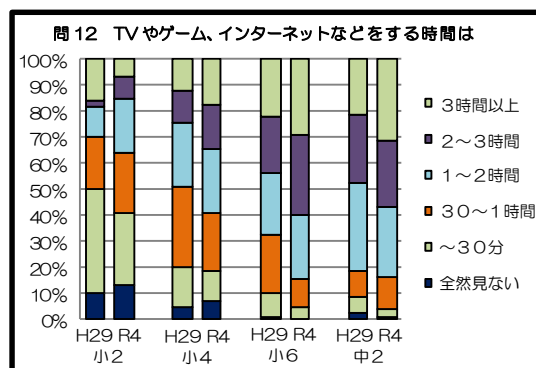
- ・市全体としては、読書が好きな理由として、自分自身が面白く感じるかが第1の要因（約6割）となっています。H29年度調査と比べると、小6を除いて、「面白い」と回答した児童・生徒の数が大きく増加しています。また、H29年度調査では、中2でも、家族や学校での読み聞かせという回答が合わせて約2割あることから、読み聞かせの体験は子どもたちの読書活動に大きな影響を与えてることが分かりました。しかし、今回の調査では、どの学年も、学校や家庭での読み聞かせの回答が少なくなっています。特に、家庭での読み聞かせが大きく減少しています。
- ・H29年度調査では、不読者が本を読まなくなった理由は、読書が「面白くない」ということでした。しかし、今回の調査では、どの学年も、「TVやゲームの方が面白い」という回答が、急増しています。興味の対象が、TVやゲーム、インターネット（スマホ、タブレット）に向かっているとと言えます。



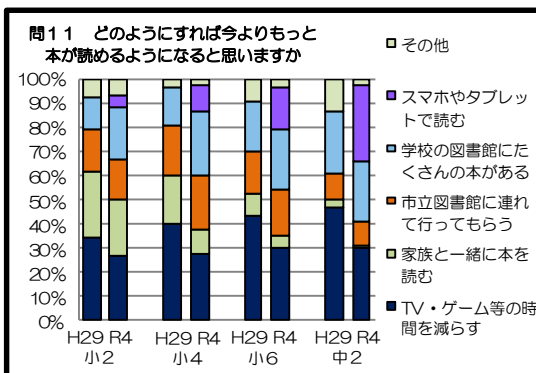
◆家庭・学校などそれぞれの場面で、本の紹介や読み聞かせなどを通して、子どもが興味関心を持てる本、感動できる本と出合わせる機会を増やしていくことが望めます。

(3) TVやゲーム、インターネット（スマホ、タブレット）に費やす時間

・H29年度調査と比べると、「TVやゲーム、インターネットなどをする時間」については、小2を除いて、小学校でも中学校でも長時間の割合が大きく増加しています。最近は、全国的な傾向として、単にTVを観ているだけでなく、TVでゲームをしたり、スマホやタブレット等でネット利用をしたりすることが増え、各種SNS普及の影響が大きくなっています。うきは市でも同様で、「3時間以上」TVやゲーム、インターネットなどのメディアの関わっている児童・生徒の割合も増えてきています。



・「どのようにすれば今よりもっと本が読めるようになると思うか」の問いに対して、前回調査と比べると、全体から占める割合はやや減少しているものの、学年が進むにつれて、「TVやゲーム、インターネットの利用時間を減らす」との回答が多く、これらに費やす時間が増えてきていることを本人も自覚していることが分かります。また、スマホやタブレットを使うともっと本が読めるという意見もあります。

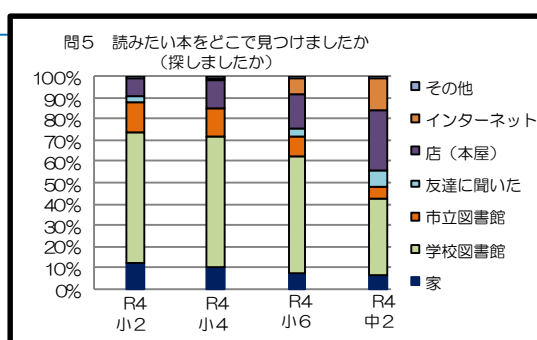


さらに、小学校では、「家族と一緒に本を読む」「市立図書館に連れて行ってもらう」の割合も多く、家族に求める役割を強く意識しています。特に、低学年ほどその傾向をより多く示しています。その他にも、「学校の図書館にたくさんの本がある」の割合も多く、多くの本に出合いたいという児童、生徒の思いが感じられます。

◆（2）の問4（P4参照）と同様、児童・生徒のメディアに対する興味が大きくなりつつあることが考えられます。TVやインターネットなどのメディア利用時間やスマホやタブレットなどの使い方については、児童生徒への啓発とともに、家庭（保護者）と学校が連携して、総合的な取組を進める必要があると思われます。特に、メディア利用の時間を読書に向けるように、家庭や学校の取り組みを工夫することが必要です。また今後、スマホやタブレットなどでも本が読めるように、図書の電子化についても進めていく必要があります。

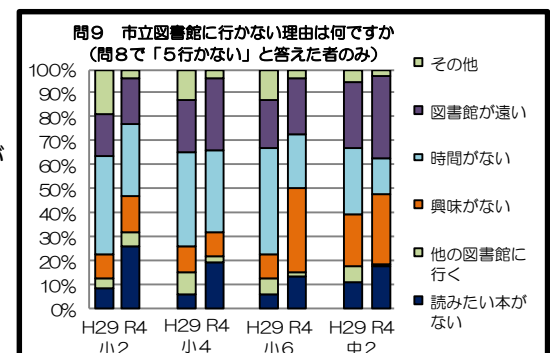
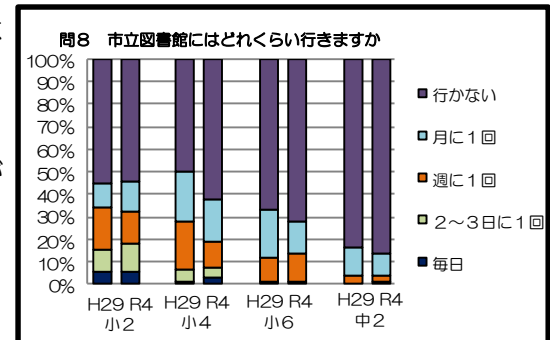
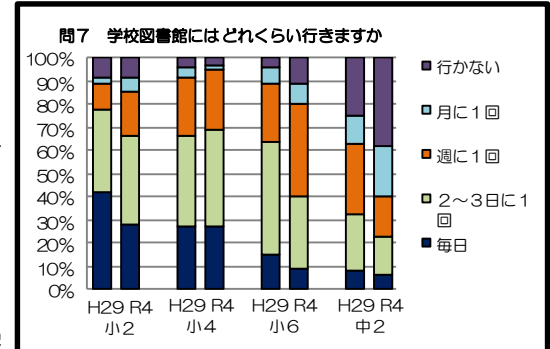
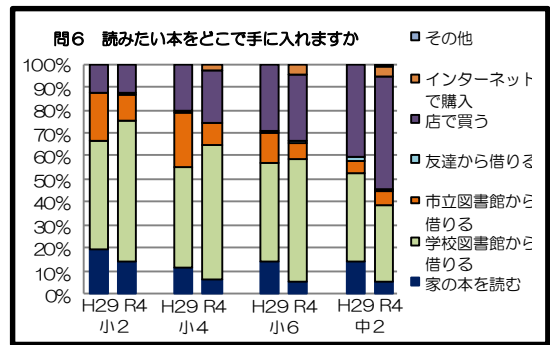
(4) 本の入手、図書館の利用

・今回、新たに、子どもたちが「読みたい本をどこで見つけたのか」、読みたい本との出会いについて尋ねてみました。全学年を通して、子どもたちの身近な存在である学校図書館の役割が大きいことが分かります。学年が上がるにつれて、実際にお店（書店



等）に行って本を探したり、ネットで検索したりして、読みたい本に出合っているようです。

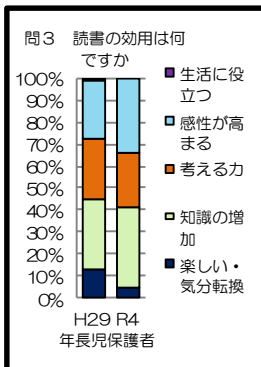
- ・読むための本の入手先は、小学生では学校図書館が第1ですが、学年が上がるにつれてお店（書店等）からの入手が増え、中学生で学校図書館とお店（書店等）が逆転します。また、学年が上がるにつれてネットを活用して本を入手する割合も増えてきています。
- ・学校図書館の利用度も同様に学年が上がるにつれて減少していきます。「行かない」とする回答は、小6、中2で大きく増加しています。また、学校図書館に行かない中学生が4割近くおり、問3（P4）の1ヶ月に全く本を読まない生徒の割合とほぼ同じです。
- ・市立図書館の利用に関しては、全く利用していない児童・生徒が多いことがわかります。ほとんどの小学生にとって、市立図書館は校区外で、来館のためには保護者に連れて行ってもらうことが前提となります。このような状況の中、月に1回以上利用している児童・生徒が、小2で4割強、中2で1割強と、学年が進むに従って利用度が下がっていきます。
- ・市立図書館に「行かない（行けない）」理由は、全体的に、市立図書館までの距離と市立図書館に行く時間の要因が大きいことが分かります。また、わざわざ市立図書館に行かなくても、学校の図書館の利用で満足しているという意見もあります。「興味がない」と回答した児童・生徒が増えてきていることが心配です。問1（P3参照）の本を読むのが「嫌い」「どちらかといえば嫌い」の回答と同じような傾向が見られます。



◆問11（P5参照）の結果も合わせて、学校図書館は、児童・生徒の読書活動の推進にとって大きな役割を担っていることが分かります。子どもたちにとって魅力ある図書館づくりを進めていかなければいけないと思います。市立図書館の場合、多くの児童生徒は自分では行けないため（校区外なので）、保護者が連れて行ってくれることが大事な要素と言えます。子どもだけでなく大人にとっても魅力的な図書館にしていくことが求められます。さらに、学校図書館と市立図書館のさらなる連携も必要です。

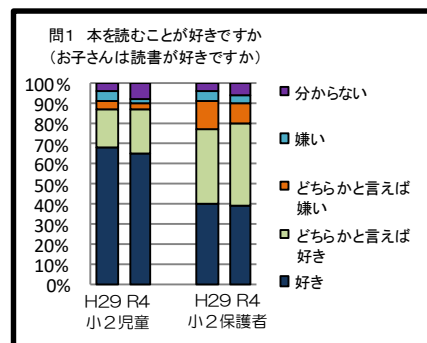
（5）読書に対する保護者の意識

- ・読書の効用について、年長児の保護者では、「知識が増える」「考える力がつく」の実利的



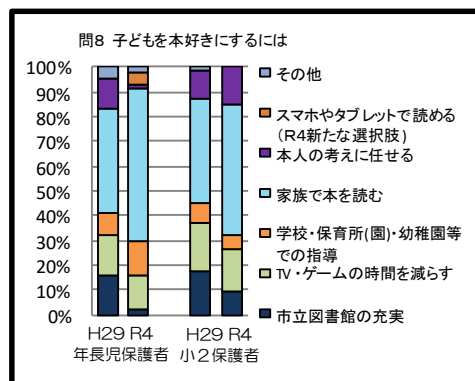
な効果に回答が集まり、「楽しい」は5%程度にとどまっています。同様の問10（P3参照）に、子どもたちは全学年を通して5割以上が「楽しい」としていることと対照的です。

・自分の子どもが読書を好きかという問いに対して、小2の保護者は肯定的な回答が約8割に対し、当の小2児童は約9割です。



保護者が思っている以上に、子どもたちは読書を好んでおり、認識に若干ですがずれがあります。また、H29年度調査と比べると、子どもは「好き」の割合がやや減少していますが、保護者の回答はほぼ横ばいです。

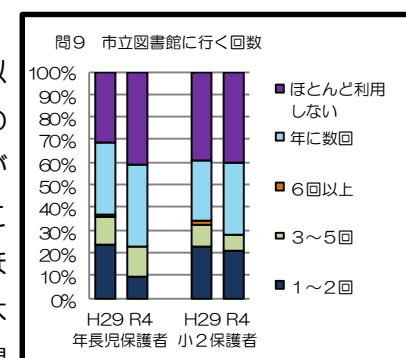
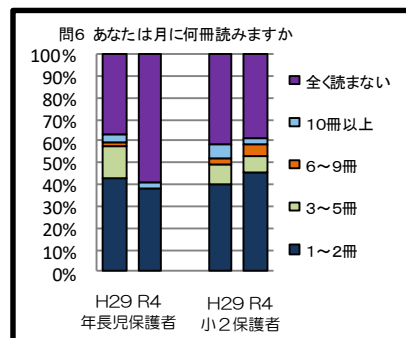
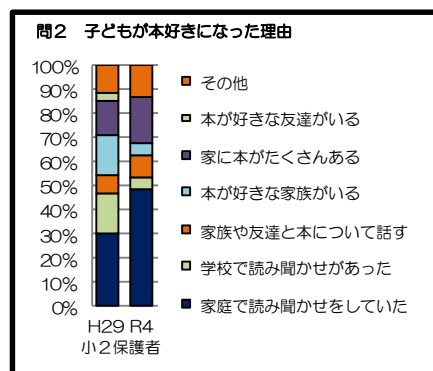
- ・子どもを本好きにする方策については、H29年度調査では、年長児保護者と小2保護者は同じような意識でした。今回の調査でも、年長児、小2とも保護者は「家族で本を読む」ことを第1番に重視していますが、各項目の割合の増減の度合いについては、多少違う傾向が見られます。特に、年長児保護者の「市立図書館の充実」の割合が大きく減りました。今後、市立図書館の活用が増えていくように、それぞれの家庭で子ども世代が読む本、親世代・祖父母世代が読む本の提供をしていくことが必要だと考えます。そして、このことが、家庭での読書にもつながって欲しいと思います。



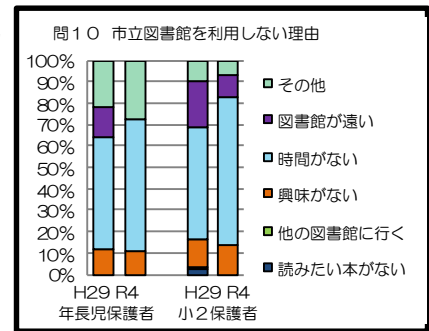
- ・保護者が考える子どもたちが読書を好きになった理由は、H29年度調査と比べると、家庭での「読み聞かせの実施」

「本のある家庭」などの回答が増加しています。子どもたちを読書好きにするには、読書活動に対する家庭の役割が大きいです。

- ・一方、保護者の読書の状況を見てみると、子どもたち以上に不読率が高い状況です。特に年長児の保護者の不読率の増加が目立ちます。保護者の読書の状況が好転しない理由（不読率が増えていく理由）については、今後、原因を探っていく必要があります。
- ・子どもたちが市立図書館を利用するためには、御幸小学校区以外の子どもは保護者の同伴が必要です。保護者の市立図書館の利用が増えれば、保護者が本を借りて家庭で読むという場面ができるとともに、子どもたちの市立図書館への来館も増えることと思います。保護者の市立図書館の利用状況をみると、「ほとんど利用しない」割合が約4割です。その中で、そもそも本に興味がない保護者が1割強で、6～7割の保護者が、「時間



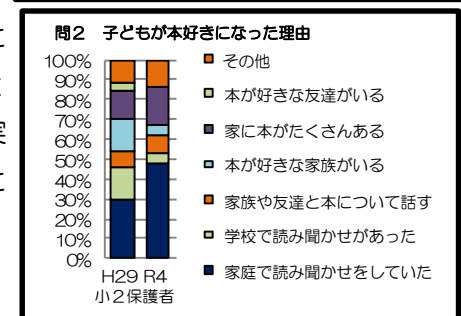
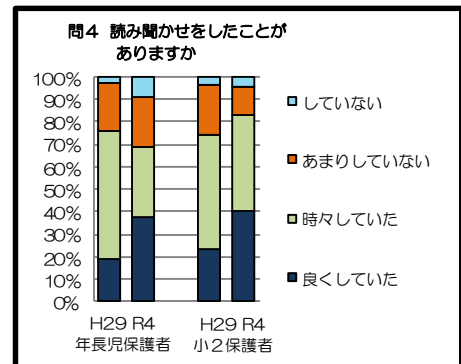
がない」と答えています。中には、図書館は静かに本を選んだり、読んだりするところで、小さい子どもを連れて行くと、騒いだり、暴れたりして、子どもが静かにできなくて他の利用者に迷惑がかかるのではないかと、来館を控えているという意見もありました。



◆子どもたちの読書活動と家庭の関わりはとても大きいものです。保護者の読書量は、H29年度調査よりも年長児・小2保護者とも減少し、不読率も年長児の保護者で全体の約4割から約6割へと増加しています。子どもたちの不読率の増加割合より大きく、保護者世代の読書離れの方が進んでいると言えます。子どもの読書活動の充実のためには、大人の読書活動の推進を図ることも必要です。親世代・祖父母世代が読む本（読みたいと思える本）の提供も必要です。また、家庭や学校が連携しながら、TVやゲーム、スマホやタブレット等の利用時間を減らし、家庭で本を読む時間を増やしていくことも大切です。さらに、図書館は本来、静かにするところというイメージがありますが、多少の物音等は気にせずに、保護者も自由に本を選べる環境づくりや、図書館が子どもの居場所になるような工夫も必要だと思います。

(6) 保護者による読み聞かせの実施と子どもの読書傾向

- ・今回、保護者の回答数が少ない状況でした。その中で、ほとんどの保護者が読み聞かせの実施経験者であることが分かります。H29年度調査と比べると、読み聞かせを「良くしていた」という割合が10%以上大きくなっています。保護者の読み聞かせに対する意識は、一見、高まっているように見えますが、H29年度調査と比べると回答数が半数以下になっているので、判断は難しい状況です。
- ・子どもが本好きになった理由のうち、「家庭での読み聞かせ」をあげている小2保護者は、H29年度調査と比べると約20%増加しています。今回、保護者の回答数が少ない状況でしたが、回答していただいた保護者は、読み聞かせを実践され、その効果を実感されている保護者だからであろうと思われます。



◆子どもが読書好きであるかということに影響を与えている要因の一つに、保護者が本を読むかどうかということとともに、読み聞かせをよくしていたかどうかということがあげられます。保護者が考えている以上に、家庭での読み聞かせは子どもに対する影響が大きく重要であると言えます。さらに、家庭などで行う読み聞かせについて、啓発を進める必要があります。H29年度調査と比べ保護者の回答数が大きく減少していることを踏まえると、子どもの読書活動に

関する保護者の意識も低くなってきているのかもしれませんが。あるいは、家庭生活の中で、読書の占める割合や重要度が減少しているのかもしれませんが。この点については、今後、調査を続けていく必要があります。また、調査の回答率を上げる工夫も必要であると思います。このことが、保護者に対する読書活動への啓発となり、子どもの読書活動の推進に繋がっていくと思います。

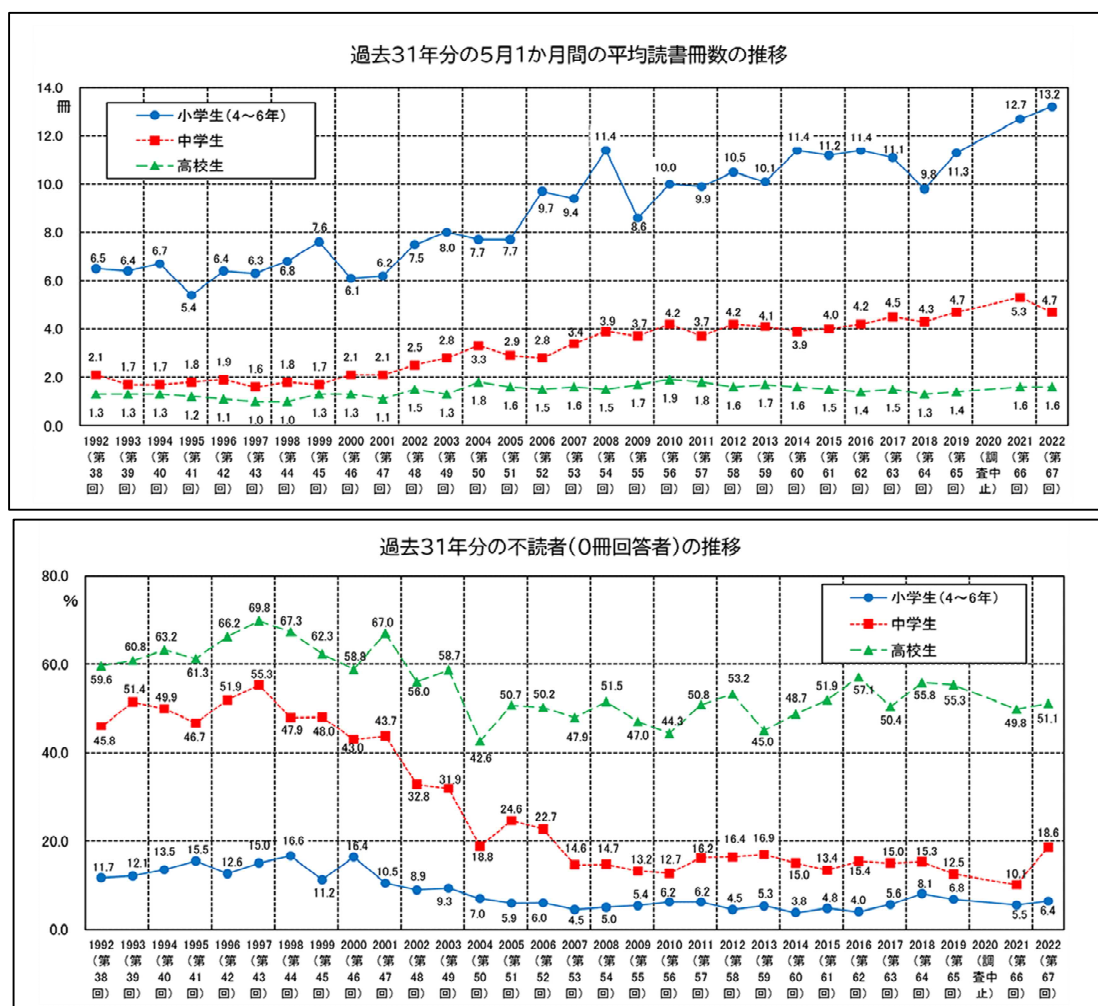
【注釈】

「全国学校図書館協議会による調査*1」

全国学校図書館協議会は、全国の小・中・高等学校の児童生徒の読書状況について毎年調査を行っています。

第66回調査の結果では、まず、2021年5月1か月間の平均読書冊数は、小学生は12.7冊（前回比+1.4冊）、中学生は5.3冊（前回比+0.6冊）、高校生は1.6冊（前回比+0.2冊）となり、前回に引き続き全体的に増加の傾向にあります。また、小学生および中学生の平均読書冊数は、過去31年分の調査のうち最高値となっています。次に、2021年5月1か月間に読んだ本が0冊である「不読者」の割合は、小学生は5.5%（前回比-1.3%）、中学生は10.1%（前回比-2.4%）、高校生は49.8%（前回比-5.5%）となり、特に高校生の不読者の割合の減少が顕著です。また、中学生の不読者の割合は、前回に引き続き、過去31年分の調査のうち最低値となっています。

第67回調査の結果では、まず、2022年5月1か月間の平均読書冊数は、小学生は13.2冊（前回比+0.5冊）、中学生は4.7冊（前回比-0.6冊）、高校生は1.6冊（前回と同じ）となっています。小学生の平均読書冊数は4回連続で増加しており、前回に引き続き、過去31年分の調査のうち最高値となっています。次に、2022年5月1か月間に読んだ本が0冊である「不読者」の割合は、小学生は6.4%（前回比+0.9%）、中学生は18.6%（前回比+8.5%）、高校生は51.1%（前回比+1.3%）となり、全体的に増加しています。特に、前は過去最低値であった中学生の不読者の割合が、著しく増加しています。



3 第2次推進計画施策の総括

※新型コロナウイルス感染症拡大により、成果に影響が出ている

I 家庭・地域・学校等における子どもの読書活動の推進

(1) 家 庭

方 策	施策と評価（◇施策 ○評価 ※実績）
家庭での読み聞かせの推進	◇保護者を通じた子どもの読書活動の啓発 ○子育て支援センター★ ¹ （遊林ランド、子ども交流室）において、①読み聞かせの実施、②おすすめ本リストの配備、③絵本コーナーの設置を行っている。併せて、市立図書館が、毎月50冊の図書を配送している。
乳幼児期の啓発	◇ブックスタート事業★ ² の充実 ○ブックスタート事業を継続し、早い段階からの読み聞かせを支援している。 ○当日参加できなかった対象者は他の年齢の健診等で絵本、グッズ等は保健課で配布。 ○当日配布できなかった場合、事業の趣旨が伝わりづらい。 ※配布率 H30～R3 97.0% 配布者数 H30～R3 702名
妊娠期の啓発	◇パンフレットの作成および配布 ○母子手帳交付時に、子育てパンフレット及び妊婦や乳幼児へのサービスを紹介している。
家読（うちどく）★ ³ の推進	◇家読（うちどく）の広報・啓発 ○防災無線で「うきは市子ども読書の日★ ⁴ 」の周知。 ○「うきどく★ ⁵ 」100選コーナーの設置（市立図書館）。 ○「うきどく」講演会、対象別の読み聞かせ講座を市立図書館が開催し、家読や読み聞かせの啓発を行っている。 ※うきどく講演会 H30～R3 152人
家庭でのノー・メディアタイム★ ⁶	◇ノー・メディアタイムの広報・啓発 ○小中学校において、家庭におけるスマホ、ゲーム、テレビ等の使用制限についての取り決め（「宣言」）を生徒会、あるいはPTAが定めた。
「おうち図書館」の推進	◇「おうち図書館」設置の広報・啓発 ○10カ月児を対象に、浮羽工業高等学校の生徒が作成したブックエンドを渡して、家庭独自の図書館づくりを推進。

(2) 地 域

方 策	施策と評価（◇施策 ○評価 ※実績）
身近に本がある環境づくり	◇市立図書館の団体貸出★ ⁷ 、図書館除籍資料★ ⁸ の活用 ○コミュニティセンター（6か所）へ、絵本、児童書等を含めて選書し、100冊を3カ月ごとに配送している。 ○学童その他（9か所）へ毎月50冊を配送している。 ○うきはアリーナへ毎月120冊を配送している。 ※団体貸出（コミュニティセンター）R3 2,910冊、（学童その他）R3 4,601冊 ※ブックリサイクル H30～R3 1,675人 14,963冊
読書に関する活動の充実	◇おはなし会の実施 ○子育て支援センターにおいて読み聞かせを実施している。

(3) 保育所（園）・幼稚園等

方 策	施策と評価（◇施策 ○評価 ※実績）
身近に本がある環境づくり	◇市立図書館の団体貸出や市立図書館除籍資料の活用 ○市立図書館から、毎月50冊の配送を受け入れている。 ○施設内に、絵本を置く（読む）場所を設けている。 ※団体貸出（保育園等）R3 5,262冊

保護者へのはたらきかけ	◇絵本リストの作成および配布
	○各年齢に応じた絵本を紹介している。

(4) 学 校

方 策	施策と評価（◇施策 ○評価 ※実績）
「子ども読書の日」の取組	◇子ども読書の日、読書週間等にあわせた読書活動の取組の充実 ○毎月23日をうきは市子ども読書の日に設定している。 ○学校毎に、読書集会や読書の呼びかけを実施している。
読書指導の充実	◇読書活動に関する研修会への参加 ○市立図書館の団体貸出枠を活用し、授業で必要な図書等を選書し貸出している。 ○教育事務所等の研修会に学校司書を中心に参加している。
学校図書館の充実	◇図書の購入・更新 ○計画的に図書を購入し、蔵書を更新している。 ○学校司書だけでなく、教職員からの要望も反映させている。
ボランティア活動の推進	◇読書ボランティアによる読み聞かせの充実 ○小学校を中心に、実情に応じて地域のボランティアグループ等による読み聞かせを行っている。
朝の読書活動等の充実	◇朝の読書活動等の充実 ○朝の読書時間の確保が難しい場合、各学校で隙間時間等を活用して読書を行っている。
学校司書の配置と研修の充実	◇小・中学校の学校図書館への学校司書配置及び研修の実施 ○市内全小・中学校へ学校司書（司書補）を配置している。 ○年間計画を定め、学校図書館協議会、学校司書部会を開催している。 ※R4年度、学校図書館協議会（1回）、学校司書部会（5回） ○県や市の研修会への参加を推奨。
司書教諭・図書館担当教員と学校司書、教員の連携	◇討論や発表などを通じた主体的・対話的で深い学びにおける学校図書館の利用 ○学校司書だけでなく、教職員からの要望も含めて選書を行っている。 ○調べ学習、資料等の作成で学校図書館を活用している。 ○会議等での情報共有や連携が難しい。
市立図書館との連携	◇図書資料の団体貸出の活用 ◇学校図書館協議会と市立図書館との連絡会及び技能講習会の実施 ○市立図書館が選書を行い、学期毎に20冊配送している（定期配送）。 ○授業や催し物で必要な図書を貸出している。 ○児童書を対象に掲示用新刊本案内、新刊本リストを小学校に配布している。 ○学校司書部会に市立図書館から職員2名が参加し、要望や指導助言等に対応している。本の修理や選書の仕方、POPづくりなどの実技講習を行っている。
保護者へ親子読書の呼びかけ及びPTAとの連携	◇PTAと連携した読書の意義についての啓発と家読の奨励 ○各学校で親子読書や家読の啓発に努めている。
小学生読書リーダーの養成	◇うきは市小学生読書リーダー養成講座 ^{★10} への参加奨励と児童会活動等での活用 ○各小学校から5年生を中心に、1～3名の児童が講座へ参加した。 ○講座修了者が中心となって、校内での読み聞かせ会や学校図書館でのPOPづくり、環境整備などを行い、読書活動の啓発と推進を行った。 ※講座修了者 H25～R1 97名（令和元年度に事業終了）
うきどくノートの活用	◇市立図書館作成のうきどくノート等を活用した学校・家庭での読書の奨励 ○家庭学習等に活用している。

(5) 市立図書館

方 策	施策と評価（◇施策 ○評価 ※実績）
市立図書館の整備・充実	◇児童コーナーの充実 ◇各種ニーズに対応する特設コーナーの設置 ○昔話や読み聞かせに向いている絵本、教科書に載っている本などのコーナーを設置している。 ※児童向け図書 R3 44,768冊
おはなし会等の充実	◇おはなし会、ブックトーク★¹¹、アニメーション★¹²の実施 ○ボランティアや司書によるおはなし会や出張おはなし会の他、ボランティアによるブックトークの支援など、本に対する興味、関心を高めるために資料の充実を図っている。 ※おはなし会参加者 R3 260人
乳幼児サービスの充実	◇ブックスタート事業の充実 ○10か月児の乳児健診会場で赤ちゃんと保護者に絵本を手渡すとともに、読み聞かせなどのアドバイスを行うブックスタート事業を行っている。 ○実行委員の研修会や先進地視察を行い、識見、技能の向上に努めている。 ※他市町村視察 R1 小都市
中高生へのサービスの充実	◇ティーンズコーナーの充実 ◇調べ学習や討論、発表を支援するレファレンスの充実 ◇POPコンクールやビブリオバトル等中高生対象事業の実施 ○ティーンズコーナーに、毎月特集展示を行っている。 ○中学、高校と連携して図書館のイベントを開催。 ○中学校でのビブリオバトルに職員とボランティアが参加、講評。 ○中高生の読書への関心が低い。 ※POPコンクール応募者 R3 30名
団体貸出による市立図書館資料の活用	◇各施設のニーズに合致した団体貸出資料の選書と配送 ○地域子育て支援センター、保育所（園）、幼稚園、学童保育所、学校、コミュニティセンターなどの団体に対して、団体貸出を行い、子どもが身近な場所で図書と出会えるようにしている。 ※団体貸出（総数） R3 16,672冊
読書ボランティアの育成・支援	◇読み聞かせ等の技術向上に向けた研修会の実施、情報の提供 ○読み聞かせ講座やボランティア交流会を実施し、技術向上と情報交換等を行っている。 ○各ボランティア団体において後継者の育成が課題。
情報機器の活用	◇蔵書検索システムやスマートフォン等携帯端末対応サービスの充実 ○図書館ホームページ上から、他館も含めた蔵書の検索や自館の予約、リクエスト、貸出延長等のサービスができるようにシステムを更新している。 ○電子書籍の導入が課題。
市立図書館広報の充実	◇図書館だよりの充実 ◇ホームページを通じた情報の公開 ◇図書館見学やオリエンテーションの実施 ○図書館ホームページの充実。市報及び館内向けの図書館だよりの発行。防災無線や市LINEの活用。市職員へのイベント周知。 ○関係機関へ広報物の掲示依頼。 ○図書館ホームページ、市報掲載の図書館だより等の記載項目やスタイル等の見直しを適宜行っている。
専門職員の確保・育成	◇図書に精通した司書の配置 ◇児童向け、レファレンス関連の研修会等への参加 ○「司書資格を有すること」を司書採用の条件とし、図書に精通している司書を採用している。 ○県や各地区公共図書館等協議会の研修会等へ司書を積極的に派遣し、専門性の向上を図っている。 ※司書の有資格者率 H25～ 100%

講座・講演会の実施	◇子どもの読書活動に関する講座の実施 ◇児童書や読書活動に関する講演会の実施 ◇読み聞かせ、おはなし会等の技術実践講座の実施
	○うきどく講演会を開催し、家庭における読書活動の啓発を行っている。 ○読み聞かせ講座を開催し、絵本の読み聞かせやおはなし会等の技術向上を図っている。
各団体との連携・協働	◇学校図書館協議会★ ¹³ との連携 ◇地域子育て支援センター等との連携 ◇各団体への図書館職員の派遣 ◇読書ボランティア団体との交流会や連絡会、ネットワークの構築
	○学校図書館協議会司書部に、毎回2名の職員を派遣し、情報の共有、実技講習を行っている。 ○市内保育園、幼稚園、子ども交流室へ職員を派遣し、「出張おはなし会」を実施している。 ○ボランティア交流会を実施し、情報の共有とボランティア団体相互の情報交換を行っている。
新1年生の利用カード発行	◇小学校新1年生、中学校新1年生の一斉登録及び登録更新の実施
	○小・中学校新1年生オリエンテーション時に、保護者に向けて市立図書館の説明及び利用カード登録依頼を行っている。 ○利用カードを発効後、利用せずに紛失するケースが多い。
家読コーナーの充実	◇家読におすすめの図書に関する情報提供。
	○「うきは市子ども読書の日」を設定し、おすすめリストや啓発用しおりの作成と配布を行っている。 ○「うきどく100選★ ¹⁴ 」コーナーを設置している。
うきどくノートの充実	◇学校司書と連携して行う内容の更新
	○必要に応じて各学校に配布している。
図書館職場体験	◇小学生等による図書館の司書体験活動
	◇中高生の職場体験・インターンシップの受入 ○小学生対象に「司書体験」を開催している。 ○職場体験、インターンシップ等を受け入れている。 ○図書館見学を受け入れている。 ※市立図書館見学者数 H30～R3 561名、 職場体験等受入者数 H30～R3 15名
小学生読書リーダー等の養成	◇小学生読書リーダー養成講座を実施
	○うきは市小学生読書リーダー養成講座を実施した。 ○学校司書と連携して、各学校において読み聞かせ活動や読書推進活動など受講生の実習を行った。 ※講座修了者 H25～R1 97名(令和元年度に事業終了)
生涯学習センター（現：るり色ふるさと館）「読書室」の支援	◇蔵書の選書、特設コーナー等の設置、連携事業の実施等
	○除籍本を随時配架して読書室の充実を図っている。 ○別施設のため、市立図書館と同様の管理方法ができない。
「おうち図書館」の推進	◇「おうち図書館」の啓発・広報
	◇「おうち図書館」に適した選書等の情報提供 ○10カ月児を対象に、浮羽工業高等学校の生徒が作成したブックエンドを渡して、家庭独自の図書館づくりを推進。
障がいのある子どもの読書活動の推進	◇音の出る絵本やさわる絵本等の充実
	○随時蔵書を更新。 ※蔵書数 R4 点字本等（児童書）28冊

Ⅱ 子どもの読書活動の推進体制の整備と普及啓発の推進

(1) 推進体制の整備

方 策	施策と評価（◇施策 ○評価 ※実績）
市立図書館と学校との連携	◇学校司書と市立図書館の司書との連絡会及び技能講習会の実施 ○学校司書部会に市立図書館から職員2名が参加し、要望や指導助言等に対応している。本の修理や選書の仕方、POPづくりなどの実技講習を行っている。
読書ボランティア等との協力・連携	◇読書ボランティア活動状況の把握、情報提供 ○ボランティア交流会を実施し、情報提供とボランティア団体相互の連携をはかっている。
行政機関の連携	◇うきは市子ども・子育て支援事業計画の推進 ○関係機関との会議での情報共有及び計画の推進を行っている。
他の図書館との連携	◇子どもの読書活動に関する情報交換、相互貸借★ ¹⁵ ◇福岡県立図書館子ども図書館★ ¹⁶ ○各種研修会をとおして、他館と情報交換を行っている。 ○利用者のリクエスト申し込みに応じ、県内外の他館と図書資料の相互貸借を行っている。 ※相互貸借 R3 貸出 452冊、借受 417冊
広域ネットワーク	◇北筑後地区子どもの読書活動推進連絡会議への参加 ◇「絵本コンシェルジュ」を活用した読み聞かせ講座等の実施 ○会議への出席及び研修会等への積極的参加。 ○「絵本コンシェルジュ」資格者や大学の先生等を招聘しての研修会を実施。
計画進行管理	◇うきは市立図書館協議会★ ¹⁷ の充実及び情報の公開 ○各年度3回の協議会を実施している。うち1回は、県内外の図書館へ先進館視察へ出向き、委員の識見を高めている。 ○協議会開催時に市民の傍聴を受け入れている。 ※視察市町村 R1…福智町 R2、R3、R4…新型コロナウイルス感染症拡大のため視察なし。

(2) 普及啓発の推進

方 策	施策と評価（◇施策 ○評価 ※実績）
「うきは市子ども読書の日」等の取組	◇毎月23日を「うきは市子ども読書の日」とし、家庭や地域で読書や家読を推進 ○市報、防災無線、図書館ホームページ等を使い「うきは市子ども読書の日」の周知と家読（うちどく）の啓発を図っている。 ○学校や市立図書館で、「うきは市子ども読書の日」にちなんだ行事や催し物を開催している。
地域の読書活動情報の提供	◇読書ボランティア活動情報・イベント情報の提供 ○学校、保育園、学童保育所、コミュニティセンター、市の公共施設等に、読書関連イベントや研修会、講座等の案内資料を掲示している。

【注釈】

「子育て支援センター★¹」

本市には、「遊林ランド」「こども交流室」の2カ所があります。子育てに悩みや不安をお持ちのお母さん方に、育児のノウハウや様々な子育てに関する情報を提供しています。

「ブックスタート事業★²」

赤ちゃんと保護者に、絵本を開く楽しい体験と心触れ合うひとときを持つきっかけづくりを目指し、10カ月児の乳児健診会場で、読み聞かせの実施と絵本2冊、絵本バッグ等の贈呈を行っています。

「家読（うちどく）★³」

家庭での読書を習慣付けようと始まった読書運動。本を介して家族間のコミュニケーションを図ることを目的とし、家族で一緒の本を読んで感想を語り合うことなどを勧めています。

「うきは市子ども読書の日★⁴」

子どもの読書活動の普及啓発を推進するために、毎月23日を「うきは市子ども読書の日」としました。

「うきどく★⁵」

市立図書館では、「うきは」、「うきうき」にちなんで、「家読（うちどく）」を「うきどく」と呼んでいます。

「ノー・メディアタイム★⁶」

親子のふれあいや読書に親しむ時間を確保するために、身の回りに溢れているテレビやゲーム機器、スマホやパソコン等を一定時間使用しないことです。

「団体貸出★⁷」

保育所（園）や学校、コミュニティセンターなど、登録された団体に対して、図書資料を一定期間まとめて貸し出すサービスです。

「除籍資料★⁸」

図書館では、常に新鮮で適正な資料構成を維持し充実を図るために「うきは市図書館資料除籍基準」に沿って除籍を行ないます。年月の経過や内容の変更により資料的価値がなくなったもの、改訂や新版により代替可能になった図書などを除籍の対象としています。除籍した資料は、地域等での活用やブックリサイクルで市民に無償で提供しています。

「読書ボランティア★⁹」

子どもたちにお話の世界を楽しんでもらうことを目指したボランティア活動です。昔話や絵本の読み聞かせなどを地域や保育所（園）、小学校、市立図書館で定期的に行っています。

「うきは市読書リーダー養成講座★¹⁰」

市内の小学生を対象として読書リーダーを養成します。受講した子どもたちは、図書館や司書の仕事や読み聞かせの方法などを学ぶことで、図書館への関心や読書への意欲を高めたり、講座で学んだノウハウを活かしたりして、学校や家庭で読書の楽しさを周囲の人に広めるリーダーとして活躍します。

「ブックトーク★¹¹」

特定のテーマに沿って集めた複数の本を紹介することです。読み聞かせやあらすじを語るなど様々な手法により紹介し、児童に対する読書の動機づけを図ります。

「アニメーション★¹²」

読書におけるアニメーションとは、読書が好きになるよう導くために元気づけるということです。スペインで始まり、子どもたちに読書の楽しさを伝え、子どもが生まれながらに持っている読む力を引き出そうと開発された読書指導メソッドです。物語や詩の中にわざと間違いを入れて読み聞かせした上で間違いを探させたり、あらすじをクイズにして出題したりといった75種類にまとめられた手法があります。

「学校図書館協議会★¹³」

うきは市内の小中学校が、互いに連携、協力して児童生徒の読書活動を推進していくために設置された機関です。

「うきどく100選★¹⁴」

家庭で読書を行う取組である「家読（うちどく）」をうきは市にちなんで「うきどく」と呼んでいます。児童コーナーに家読に適した本を100冊選定し、「うきどく100選」と名付けました。

「相互貸借★¹⁵」

利用者の求めに応じて、図書館が所蔵していない資料を他の図書館から借用して利用者に提供するサービスです。平成18年から、福岡県図書館協会に属する館種を越えた図書館が相互に蔵書を貸借することができるようになりました。

「福岡県立図書館子ども図書館★¹⁶」

福岡県立図書館に併設された子どもの読書活動を推進する図書館です。絵本や読み物をはじめ、子ども向きの図書、子どもの読書についての研究書などをそろえ、幼児から大人まで図書館サービスを行っています。

「うきは市立図書館協議会★¹⁷」

図書館の運営全般に関して、図書館長の諮問に応じるとともに、図書館が行う各種の図書館サービスについて図書館長に意見を述べるために設置される機関です。学校教育、社会教育、家庭教育の各関係者や学識経験者、公募などから選出された7人で構成されています。委員の任期は2年です。

4 子どもの読書活動推進の課題

(1) 子どもを取り巻く読書環境

うきは市では、これまで、「次世代育成支援対策法」（平成15年）に基づく「うきは市次世代育成支援行動計画」「うきは市子ども・子育て支援事業計画」を実施し、子育て環境の改善に努めるとともに、「うきは市子どもの読書活動推進計画（第1次）（第2次）」を策定し実施してきました。しかし、本市でも、核家族化や地域社会の変化、非正規雇用者の増加、情報・ネット社会の進展など子育ての環境変化は大きく、課題が多い状態です。

また、3回の読書実態調査で明らかのように、子どもを取り巻く読書の環境については、改善が進んだ部分がある一方で、活字離れや地域の書店の減少、スマホやタブレット・インターネットの急激な普及などにより、未だ改善されていない課題や新たに発生した課題が残されているのが実情です。

うきは市のすべての子どもたちが、家庭状況のいかんによらず、読書に親しむことで自らの感性を磨き、想像力を豊かなものにし、自己実現を図ることができるとともに、図書館が子どもの居場所になるよう、読書環境を整備し、子どもの読書活動を市全体で支援していくことが必要です。

(2) 乳幼児期

ブックスタートについては、10ヶ月健診の際に合わせて実施しています。参加率は、例年90%以上を推移しているため、参加者からも高い評価を得ています。不参加者のフォローアップの実施も進んでいます。

保育所（園）、幼稚園、学童保育所等、子育て支援施設については、定期的に市立図書館から団体貸出を行い、各施設において子どもたちと絵本との出会いを進めています。多くの子どもたちが市立図書館から絵本が届くのを楽しみにしています。

市立図書館においても、赤ちゃん絵本コーナーの設置やおひざだっこのおはなし会などの読み聞かせの実施は定着してきました。

今後も、読み聞かせ等の職員研修や保護者への啓発活動の推進が必要です。特に、ブックスタート時から保育所（園）、幼稚園入園までの期間における取り組みの充実が望まれます。

(3) 学童期

市内の小学校に司書教諭や学校司書の配置が進み、読書指導の環境が整ってきています。子どもたちにとって最も身近で重要な役割を持つ読書環境が学校図書館です。学校図書館に加えて、一斉読書の時間や読書集会など、本と触れあう行事の工夫が子どもたちに良い効果を上げています。

今後も、司書教諭や学校司書の専門性を高めながら、豊かな心を育むとともに、討論や発表等を通した「主体的・対話的で深い学び（アクティブラーニング）^{*1}」の視点からも、教育の基盤となる「読書センター」「学習センター」「情報センター」としての図書館活用が求められています。

うきは市の小学校では、午前中5時間の時制となり、今までのような一斉読書の時間を取るのが難しい状況です。学習においても、タブレット活用が進み、図書館での調べ学習が少なくなってきました。子どもたちが図書館に足を運び、多くの本と出合えるように、図書館の効果的な活用について考えていかななくてはなりません。

また、学童期は家族の影響も大きい年代でもあり、家庭に本がある環境や家族の中で本が話題にな

る習慣などによって子どもの読書活動の傾向が左右されていることがこれまでの読書実態調査でも認められています。保護者や地域に対する読書の啓発を継続的に進めることが望めます。

(4) 青年前期・中期（中高生など）

学業や部活動等で読書にかけられる時間が限られている年代です。加えて、インターネット・SNS^{＊2}利用も格段に増加するため、読書に関する関心や意欲も減退し、読書量や不読率が課題となっています。中高生を対象にしたイベントや企画等を工夫するなど、今後も粘り強い啓発と環境づくりの取組を継続的に進めていくことが望めます。

(5) 市立図書館

市立図書館は、市民の読書活動の中心的役割を担っていますが、子どもの年齢が上がるにつれ利用が減少していています。特に、中学生の利用率は低下がとどまらず、高校生は低いまま推移しています。自習等の学習施設としての中高生の利用者は多いものの、読書施設としての利用にうまく誘導できていないという課題があります。小学生の利用については、学校によって多少異なるものの、新型コロナウイルス感染拡大の影響もあり、全体的に減少傾向です。学校の取組によって児童生徒の読書の傾向が好転している事例もあることから、図書館資料の充実と併せて、学校や関係機関と連携して、小学生から中学生・高校生にかけての各年代へ読書を働きかける取組や事業を展開していくことが望めます。

子どもの読書活動推進のため、今後も、市立図書館が学校、関係施設、ボランティア、関係団体などをつなぐネットワークの要として、ハブ的役割を果たすことが求められています。啓発のための事業の実施と併せて、各種の連絡会、情報提供、総合調整を進めていくことが望めます。

(7) まとめ

うきは市の子どもたちがさまざまな機会と場所において、自己実現に向けて自主的に読書活動を行っていくことができるようになるためには、家庭、地域、学校、行政等が互いに連携しながら積極的に環境を整備し、子どもの読書活動を推進していくことが必要です。

第1次計画及び第2次計画の趣旨を継承し、これまでの成果と課題を踏まえながら第3次計画を策定し実施していくことが求められています。

【注釈】

「主体的・対話的で深い学び（アクティブラーニング）^{＊1}」

令和2年度から順次改訂されている学習指導要領で重視されている授業改善事項です。変化の激しい社会に一員として、社会と連携・協働しながら、未来の作り手となるために必要な資質・能力を育むことを学習指導要領改訂で目指しています。「何ができるようになるか」「何を学ぶか」「どのように学ぶか」が具体的に示され、その中の「どのように学ぶか」の具体的手法として主体的・対話的で深い学び（アクティブラーニング）があげられています。

「SNS^{＊2}」

ソーシャル・ネットワーク・サービス Social Network Service(Site)の略。日記やメッセージなどを通じて、友人や知人、共通の趣味を持った人々とインターネット上でつながるサービスです。ライン Line やツイッター Twitter、フェイスブック facebook、その他、ゲームサイトの中でも交流することができます。

第2章 子どもの読書活動推進計画（第3次）の基本的な考え方

1 計画の目的

うきは市の子どもたちがさまざまな機会と場所において、自主的に読書活動を行うことができるように、家庭、地域、学校、行政等が互いに連携しながら積極的に環境を整備し、子どもの読書活動を推進します。

2 計画の理念と3つの柱

読書活動の基本的三要素である「施設・設備」の整備、「図書資料」の充実、「人的資源」の確保を図り、あらゆる機会と場所で自主的に読書活動ができるように、次の三つを基本に必要な施策を計画します。

（1）子どもが読書に親しむ機会の提供

子どもの読書活動推進に関して家庭、地域、学校、行政等が担うべきそれぞれの役割を明確にし、連携のためのネットワークを作ります。また、読書活動推進に係る人材育成のための講座や研修会等の事業を行います。

（2）家庭、地域、学校等における読書環境の整備

子どもの読書習慣を育成するために、本のある環境づくりや読書機能を持つ施設の整備、図書資料の充実等を図ります。

（3）子どもの読書活動に関する理解と関心の普及・促進

子どもの読書活動の意義や重要性について、市民の啓発を図るために、読書活動に関連する講演会や研修会、催し物等の事業を行うとともに、読書活動に関するさまざまな情報を提供していきます。

3 計画の位置づけ

国の「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づく「子どもの読書活動の推進に関する基本計画」や「福岡県子ども読書推進計画」を基本とし、「第2次うきは市総合計画〈後期基本計画〉^{★1}」や「うきは市教育振興基本計画^{★2}」を考慮して、子どもの読書環境を整備し、子どもの読書活動を推進するための諸施策を示す計画です。

4 計画の対象

0歳からおおむね18歳以下の子どもとその保護者を対象とします。

5 計画の期間

令和5年度から令和9年度までの5年間とします。

6 推進体制

この計画を効果的に進めるため、学校、保育所（園）、幼稚園、ボランティア団体、行政等が連携をとり、協力しながら諸施策の推進に取り組みます。また、学識経験者、学校関係者、ボランティアの代表者、市民からの公募による委員で構成された「うきは市立図書館協議会」に諸施策の進捗状況を報告するとともに、意見や助言を求め、この計画の円滑な推進に努めます。

7 財政上の措置等

うきは市は、この計画に示された施策実施のために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるとともに、国や県に対し、必要な財政的支援の働きかけを行います。

8 感染症対策等

新型コロナウイルス感染症をはじめとする様々な感染症に対して、国や県の発生状況や対策を踏まえ、うきは市の状況に応じた感染（拡大）防止対策を進めていきます。

【注釈】

「第2次うきは市総合計画<後期基本計画>★¹」

平成28年3月に制定した「第2次うきは市総合計画」における基本構想の将来像である「うきはブランドを絆で結ぶ しあわせ彩る うきは市」の実現に向けて展開する施策や事業について示したもの。後期基本計画は、2021年から2025年までの計画が示されている。

この中で、図書館については、以下のように記されています。

現状と課題

- 人口減少や若者の読書離れ等により、うきは市立図書館の利用者は年々減少しているため、読書に興味を持つきっかけづくりが必要です。

今後取り組むべきこと

- 図書館の図書や団体貸出配送サービスの充実のほか、イベントなど市民が図書に触れる機会を提供します。

「うきは市教育振興基本計画★²」

国の「改正教育基本法」、「教育振興基本計画」、県の「福岡県教育施策実施計画」、「第2次うきは市総合計画<後期基本計画>」に基づき策定するもので、令和4年度から令和6年度までの教育振興のための基本計画。

第3章 子どもの読書活動推進のための具体的な取組

1 発達段階に沿った取組

子どもの読書活動は、子どもの発達段階に応じた読書環境をつくり、その段階ごとにふさわしい取組を行うことが必要です。

(1) 妊 娠 期

胎児の聴覚は、妊娠5カ月ころから発達し始めるといわれています。母親のおなかの中にいる時から、赤ちゃんはさまざまなことを吸収し始めます。

そのため、この時期におなかの中の赤ちゃんに向けて優しい声で絵本を読み聞かせることは、「育つ力」の強い手助けとなります。あらかじめ、さまざまな絵本に触れておくことが求められます。

(2) 乳 幼 児 期

保護者など子どもの身近にいる人の語りかけは、子どもの情緒の安定と豊かな感性の育成につながっていきます。絵本の読み聞かせによって、子どもたちが成長し、健全な人格を形成していく上で、ぜひとも乳幼児期に培っておくべき大事な心の豊かさ（親子の愛着形成、自尊感情、他者への思いやり、規範意識、向上心、想像力、冒険心など）も育てることができます。また、乳幼児期の子どもが絵本の楽しさに出合うには、読み聞かせが欠かせません。まずは、ブックスタート事業やセカンドブック事業^{★1}をとおして本に触れるとともに、家庭での読み聞かせをとおし、聞く力や集中力が養われ、言語能力・読解力などを自然と身に付けていきます。

絵本の楽しさが子どもに伝わると、保育所（園）や幼稚園などでの読み聞かせにも積極的に参加するようになり、長い話などでも自然と楽しめるようになります。さらに、成長とともにお気に入りの本ができ、自分でも本を読むことができるようになります。この時期には、周りの大人の深い関わりと身近に本がある環境が求められます。絵本をとおして、子どもに言葉を届けることは、親子の絆を深めるうえで有効です。

(3) 学 童 期

日常生活では、会話をしたり人の話を聞いたり、考えたりする力が必要です。この力の育成には、読書が大変有効です。読書は、思考力・判断力などを高め、国語力を高めることにもなります。

低・中学年では、文字を覚え自分でも本を読むことができますが、余裕をもってストーリーの楽しさを味わうためには、乳幼児期に引き続き読み聞かせが有効です。また、どんな本が好きか、どんな話が好きななど、親子で読書について語らうことは、親子のコミュニケーションが深まるとともに、子どもが本に親しむきっかけづくりにもなります。

中・高学年になると、知能の発達とともに、色々な分野での知識を吸収しようとします。学校（学校図書館を含む）や市立図書館、書店などで様々な本に触れ、その中から自分の好きな本を見つけることができるようになります。子どもの身近に興味を持てそうな本を用意し、おすすめ本リストやブックトーク、アニメーション^{★2}などをとおして本との出会いの機会を広げることが求められます。また、図書館等から借りた本を並べておく「おうち図書館^{★3}」も有効です。子どもは何が好きか、どんなことに興味を持っているかなど、家庭や学校で子どもと話し合いながら子どもを理解することが大切です。

〔4〕青年前期・中期（中高生など）

子どもから大人への、成長の過渡期にあたります。子どもの興味・関心が、インターネットやゲームなどに傾き、学年が進むとともに情報源が急激に多様化し、情報量も増大化します。ネット依存の問題も顕在化してきます。部活動や趣味、学業などとともに友人たちとのSNSに時間が取られ、読書の時間は減少傾向にあります。学校での朝の読書活動の取組やビブリオバトル^{★4}の実施などにより、活字に触れる機会をつくることが大事です。

さまざまな問題や悩みを抱える時期ですが、読書を通して解決の糸口を自ら見つけていくこともあります。また、読書は感受性や想像力を高めることに優れています。さまざまな本と触れ合うことで、人間形成に関する力、創造する力を磨くことが出来ます。短い時間でも幅広い分野の本と触れ合うことができる読書環境を作ることが求められています。

【注釈】

「セカンドブック事業^{★1}」

10カ月児健診の際に行っている「ブックスタート事業」のフォローアップとして行う事業。1才6カ月児を対象に絵本を贈呈。乳幼児と保護者に絵本を開く楽しさを体験、定着してもらう事業です。令和5年度より実施予定。

「アニメシオン^{★2}」

読書におけるアニメシオンとは、読書が好きになるよう導くために元気づけるということです。スペインで始まり、子どもたちに読書の楽しさを伝え、子どもが生まれながらに持っている読む力を引き出そうと開発された読書指導メソッドです。物語や詩の中にわざと間違いを入れて読み聞かせした上で、間違いを探させたり、あらすじをクイズにして出題したりといった75種類にまとめられた手法があります。

「おうち図書館^{★3}」

家庭の中に、既存の本棚等を活用して図書館等から借りた本を並べる「文庫」です。子どもたちの興味や関心を普段から良く見ておき、その時々合った本などを図書館からまとめて借り、「文庫」に納めます。返却期限や子どもの興味・関心の変化に合わせて、本を入れ替えていきます。

「ビブリオバトル^{★4}」

出場者が会の参加者に自分のおすすめの本を紹介し、参加者が紹介の優劣を選ぶ書評合戦のことです。

2 具体的な取組

I 家庭・地域・学校等における子どもの読書活動の推進

(1) 家庭に向けての取組

① 家庭での読み聞かせの推進

- ・家庭での読み聞かせを行うにあたり、おすすめ本のリストなどを配布するとともに有効活用できるよう推進します。
- ・読み聞かせや読書の意義について、関心と理解をより深めるために研修会や講座、講演会を実施し参加を呼びかけます。

② 乳幼児期の啓発

- ・ブックスタート事業を継続し、乳幼児に対する読み聞かせの有効性に対する理解と啓発を図り、家庭での読み聞かせの支援に努めます。
- ・ブックスタート事業のフォローアップとしてセカンドブック事業を行い、幼児期からの読書定着に努めます。

③ 妊娠期の啓発

- ・母子手帳の交付に併せて、子育てパンフレット及び妊婦や乳幼児へのサービス、ブックスタート事業等を紹介したパンフレットの配布を継続します。

④ 家読（うちどく）の推進

- ・各家庭の環境や状況に応じて、家庭での読み聞かせや家読（うちどく）を推進します。

⑤ 家庭でのノーマメディアタイム

- ・テレビ、ゲーム、インターネット（スマホやタブレット）などに費やす時間を見直しノーマメディアタイムなどを設け、読書の時間が確保できるように、生活時間の見直しを促します。

⑥ 「おうち図書館」の推進

- ・子どもの興味・関心に合わせて図書館等からまとめて借り、入れ替えながら家庭内に本を置いておく「おうち図書館」を推進し、子どもの読書活動を促します。また、「おうち図書館」用に借りる本の中に、保護者自身のための本を加えることを推奨し、保護者の読書活動を促します。

(2) 地域での取組

① 身近に本がある環境

- ・コミュニティセンターや学童保育所、うきはアリーナ、るり色ふるさと館等において、それぞれの施設の状況に応じて、子どもが気軽に本を手にとることができるように、絵本コーナー等の設置、団体貸出や除籍資料を活用して、身近に本がある環境づくりに努めます。

② 読書に関する活動の充実

- ・地域子育て支援センターや学童保育所などにおいて、子ども読書の日や読書週間等の取組として親子の触れ合い活動や絵本の読み聞かせを実施します。

・「子ども読書の日」の取組や読書週間行事の充実と参加の奨励を図ります。

(3) 保育所（園）・幼稚園での取組

① 身近に本がある環境

・市立図書館の団体貸出や市立図書館除籍資料の活用を進めます。

② 読み聞かせや読書時間の充実

・保育士・保育教諭・幼稚園教諭や読書ボランティア等によるおはなし会を開催します。

③ 保護者へのはたらきかけ

・おすすめの絵本リスト等を配布し、家庭での読み聞かせや家読（うちどく）を支援します。
・市立図書館利用を呼びかけます。

(4) 学校での取組

① 「子ども読書の日」の取組

・学校の特色を活かして、「うきは市子ども読書の日」やこどもの読書週間の関連行事（読書まつり、読み聞かせ、音読や暗唱活動、読書感想文・感想画コンテスト等）の充実を図ります。

② 読書指導の充実

・授業において学校図書館の利用を図ります。授業との連携を密にするとともに、学習に役立つリストを作成するなど、調べ学習を支援します。
・市立図書館の団体貸出を活用し、討論や発表などを通じた主体的・対話的で深い学び（アクティブラーニング）による学習で必要な資料を提供します。
・読書指導の充実を図るために、読書活動に関する研修会への参加を進めます。

③ 学校図書館の充実

・「第6次学校図書館図書整備等5カ年計画」にのっとり、子どもが興味や関心を持つとともに、討論や発表、調べ学習等に役立つ学校図書館とするために、常に基準に沿った新しい資料の計画的な購入と入れ替えなどにより蔵書の充実を図ります。

④ ボランティア活動の推進

・本に対する興味関心を高めるために、読書ボランティアによる読み聞かせ、ブックトーク、ビブリオバトル、アニメーションなどを定期的に実施します。

⑤ 読書活動等の充実

・子どもが本に親しみ、読書習慣が身につくように、各学校の実情に応じながら読書の時間を確保し充実させます。

⑥ 学校司書の配置と研修の充実

・子どもの読書活動の充実を図るために、学校司書の全校配置を継続する。
・学校司書の資質能力の向上を図るため研修等の充実を図ります。

⑦ 司書教諭・図書館担当教員と学校司書、教員との連携

- ・司書教諭・図書館担当教員と学校司書、教科・担任教員との連携により、図書館等を活用して主体的・対話的で深い学びの推進や読書の力の向上を図ります。

⑧ 市立図書館との連携

- ・身近に本を手にとることができる環境をつくるため、市立図書館の団体貸出等を活用して、購入できなかった資料を補います。また、市立図書館との連絡会を開催するなど連携を深めます。
- ・市立図書館見学等を教育活動に位置付け、図書館の機能や役割についての学習を仕組むとともに、子どもたちの市立図書館利用の推進を図ります。

⑨ 保護者に向けた親子読書（「家読（うちどく）」活動）の呼びかけ

- ・学校から家庭へ、読書の意義を知らせ、親子読書（「家読（うちどく）」活動）ができるようにPTAと連携して呼びかけます。
- ・市立図書館利用を呼びかけます。

⑩ うきどくノートの活用

- ・うきどくノート^{★1}を活用し、学校での読書及び家庭での家読を奨励します。

（５）市立図書館での取組

① 市立図書館の整備・充実

- ・子どもの読書活動を進めるために、児童コーナ（絵本、紙芝居、児童書）の充実と児童室の機能向上に努めます。
- ・子育て世代が来館しやすい環境づくりに努めます。

② おはなし会等の充実

- ・本に対する興味、関心を高めるために資料の充実を図り、市立図書館や保育所（園）、幼稚園、学童保育所、地域子育てセンター等でのおはなし会、小学校等でのブックトークやアニメーションに努めるほか、おすすめ本リスト作成などを行います。

③ 乳幼児サービスの充実

- ・10か月児の乳児健診会場で、赤ちゃんと保護者に絵本等を手渡し読み聞かせなどの啓発とアドバイス、市立図書館の利用登録受付等を行うブックスタート事業を継続します。
- ・ブックスタート事業のフォローアップとしてセカンドブック事業を行い、幼児期からの読書定着に努めます。

④ 中高生へのサービスの充実

- ・ティーンズコーナーを充実させるとともに、中高生向けの事業（POPコンクールやビブリオバトル等）を実施し、読書にかかる時間が少なくなる中高生などへのサービスの充実を図ります。

⑤ レファレンス^{★2}の支援

- ・子どもたちが探している本や調べ学習、討論、発表などに必要な資料などについての支援を手厚く行います。

⑥ 団体貸出による市立図書館資料の活用

- ・地域子育て支援センター、保育所（園）、幼稚園、学童保育所、学校、コミュニティセンターなどの団体に対して、図書をまとめて貸し出すことにより、子どもが身近な場所で図書と出合えるようにさらに努めていきます。また、小中学校で必要とされる図書等資料貸出の要望を受け、図書館司書が関係図書を選書し、学校や学級へ貸出します。

⑦ 読書ボランティアの育成・支援

- ・読み聞かせ等の技術向上を図るため、研修会の実施や読書ボランティアの交流会を開催し、情報交換や情報発信の場を設けます。

⑧ 情報機器の活用

- ・インターネット等による蔵書検索・予約・リクエスト・貸出延長システムの充実を図ります。
- ・電子図書館の整備を進めます。

⑨ 市立図書館広報の充実

- ・図書館だよりや学校向け新刊案内、催し物案内等の発行、図書館ホームページの充実、SNSの活用、図書館見学やオリエンテーションの実施を通し、市民に親しまれる図書館づくりを推進します。

⑩ 専門職員の確保・育成

- ・図書に精通した司書の配置を継続するとともに、各種研修会への参加を積極的に進めるなど司書の専門性の継続的な向上を図ります。

⑪ 講座・講演会の実施

- ・子どもの読書活動に関する講座や講演会を開催するとともに、家庭における絵本の読み聞かせやおはなし会等の技術向上を図る講座・講演会を計画的に実施します。

⑫ 小中高校および各団体との連携・協働

- ・小中高校および各関係団体との連携、協働を図るとともに、各関係団体との交流や連絡会等を進めます。また、そのためのネットワークづくりに努めます。
- ・小中高生のおすすめの本のコーナーを作って、読書に対する興味関心を高めます。

⑬ 新1年生の利用カード発行

- ・子どもの読書活動推進の一環として、市内の小学校1年生及び中学校1年生の利用カードの登録、更新を進めます。

⑭ 家読（うちどく）おすすめコーナーの設置

- ・「うきは市子ども読書の日」を中心に、家読（うちどく）おすすめコーナーの設置やおすすめリストを作成するなど情報提供に努めます。

⑮ うきどくノートの活用

- ・学校での読書及び家庭での家読が進むように、うきどくノートの活用を奨励します。

⑩ 図書館見学、職場体験の受入

- ・読書活動への興味、関心を高め市立図書館に対する理解や愛着を深めるため、保育所（園）、幼稚園、学校の見学や職場体験、体験活動などの受入を積極的に行います。

⑪ るり色ふるさと館「読書コーナー」の支援

- ・るり色ふるさと館内の「読書コーナー」の図書の実質やおはなし会の実施に対する支援を行い、子どもの読書活動を推進する場所づくりを進めます。

⑫ 「おうち図書館」の推進

- ・子どもの興味・関心に合わせて図書館等からまとめて借り、入れ替えながら家庭内に本を置いておく「おうち図書館」を推進し、子どもの読書活動を促します。

⑬ 障がいのある子どもの読書活動の推進

- ・「障害者差別解消法^{★3}」や「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）」に基づく合理的配慮として、読書に障がいのある子どもの読書活動を支援するために、音の出る絵本やさわる絵本、点字本、布絵本、マルチメディアデージー^{★4}等の収集に努めます。

Ⅱ 子どもの読書活動の推進体制の整備と普及啓発の推進

(1) 子どもの読書活動の推進体制の整備

① 市立図書館と学校との連携

- ・学校図書館協議会司書部会に市立図書館職員・司書が参加し、子どもの読書活動に関する課題について情報交換を行い、協働して子どもの読書活動を推進します。

② 読書ボランティア等との協力・連携の推進

- ・読書ボランティアについて市民への啓発活動を行うとともに、ボランティア活動への参加者募集や支援、活動先のコーディネートなどを行います。
- ・市全体で読書活動を推進するにあたり、読書ボランティア団体の連携と相互の情報共有を図るためのネットワークづくりを進めます。

③ 行政機関の連携

- ・「第2期 うきは市子ども・子育て支援事業計画^{★5}（令和2年3月策定）」の基本理念達成のために、行動目標に基づいて子どもの読書活動を推進します。

④ 他の図書館との連携

- ・子どもの読書活動に関する情報交換、図書資料の相互貸借を継続的にを行います。
- ・福岡県立図書館子ども図書館との連携を進めます。

⑤ 広域ネットワーク

- ・「福岡県公共図書館等協議会^{★6}」や福岡県教育庁北筑後教育事務所、管内の各公共図書館及び小・中学校、特別支援学校、読書ボランティアの各代表で構成する「北筑後地区子どもの読書活動推進連絡会議」に参加し、研修及び情報交換を行います。
- ・久留米広域連携中枢都市圏推進協議会に参加し、電子図書館共同運用を進めます。

⑥ 計画進行管理

- ・この計画を効果的に進めるため、学校、保育所（園）、幼稚園、ボランティア団体、行政等が連携をとり、協力しながら推進活動に取り組めます。
- ・学識経験者、学校関係者、ボランティア団体の代表者、市民からの公募による委員で構成する「うきは市立図書館協議会」に計画の進捗状況を報告するとともに意見や助言を求め、この計画の円滑かつ適正な推進に努めます。

(2) 子どもの読書活動の普及啓発の推進

① 「うきは市子ども読書の日」等の取組

- ・4月23日^{★7}の「子ども読書の日」にちなんで、毎月23日を「うきは市子ども読書の日」とし読書活動の啓発に努めます。
- ・「うきは市子ども読書の日」、「こどもの読書週間^{★8}」を中心に、家庭や地域、保育所（園）、学校、ボランティア団体、市立図書館、行政、民間が連携、協力して関連事業を開催し、家庭での読み聞かせや家読（うちどく）などの推進を図ります。

② 地域の読書活動情報の提供

- ・おはなし会や読み聞かせ会の案内、読書の意義について関心と理解を深めるための研修会や講座、講演会、読書ボランティアの活動や関連イベントなど、子どもの読書活動に関する情報を積極的に市民に提供し、参加を呼びかけます。

【注釈】

「うきどくノート★¹」

市立図書館が作成し、小学生に配布している読書ノートです。あらすじ、感想等を記録します。

「レファレンス★²」

図書館司書が利用者の求めに応じて、調査・研究、学習について図書館資料を使って援助する業務のことです。

「障害者差別解消法★³」

正式な名称を「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」と言い、障害のある人もない人も、ともに住みやすい社会を作るために、平成25年6月に制定されました。障害に基づく差別を禁止して、平等な機会・チャンス・待遇の保証を目的としています。社会的障壁を取り除くための合理的配慮を求めています。

「マルチメディアデイジー★⁴」

音声データとテキスト（文章）データが合わせて出力できるデジタル資料のです。
デイジーとは Digital Accessible Information System を略した用語です。

「第2期 うきは市子ども・子育て支援事業計画★⁵」

「次世代育成支援行動計画」の基本理念を引き継ぎ、平成27年度に5ヶ年計画でうきは市子ども・子育て支援事業計画を策定しました。その期間中様々な事業を実施した上で、国の動向を踏まえ、令和2年度に5ヶ年計画で第2期 うきは市子ども・子育て支援事業計画を策定しました。うきは市の貴重な宝である子どもたちが、良質な環境で健やかに成長し続けるために、子ども・子育て支援の質や量の充実と共に、家庭、学校、地域、職域などのあらゆる分野において、子ども・子育て支援の重要性に関心と理解を深め、各々が協働し支援を行っていくことを目的に策定されました。

「福岡県公共図書館等協議会★⁶」

福岡県内の公共図書館、公民館図書館（室）、県立図書館、県の社会教育機関を会員とする組織で、図書館事業の調査研究、読書の普及推進に必要な事業の開催、講演会・研究会・講習会の実施などを行っています。

「4月23日★⁷」

2001年12月に公布・施行された「子どもの読書活動の推進に関する法律」で、4月23日が子ども読書の日と定められました。国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深め、子ども多積極的にどう諸活動を行う意欲を高めるために制定されたものです。シェイクスピアとセルバンテスの命日であることにちなんでこの日が選ばれました。

「こどもの読書週間★⁸」

2000年の「子ども読書年」を機に、それまでの5月1日～14日から現在の4月23日～5月12日の3週間に期間が延長されました。「こどもの日」にならって、「子どもの・・・」ではなく、ひらがなで「こどもの・・・」となっています。

第4章 子どもの読書活動推進のための施策表

I 家庭・地域・学校等における子どもの読書活動の推進

施策項目		具体的な取組	実施区分	関係機関・部署
1 家庭	(1)家庭での読み聞かせの推進	おすすめリストの活用	継続	保育所(園) 幼稚園 学校 福祉事務所 保健課 生涯学習課 学校教育課 市立図書館
		読み聞かせや読書についての研修会や講演会等の実施		
	(2)乳幼児期の啓発	ブックスタート事業の充実	継続	
		セカンドブック事業の実施	新規	
	(3)妊娠期の啓発	パンフレットの作成、および配布	継続	
	(4)家読(うちどく)の推進	家読(うちどく)の広報・啓発	継続	
	(5)家庭でのノーメディアタイム	ノーメディアタイムの広報・啓発	拡充	
(6)「おうち図書館」の推進	「おうち図書館」設置の広報・啓発	継続		
2 地域	(1)身近に本がある環境づくり	市立図書館の団体貸出、図書館除籍資料の活用	継続	生涯学習課 市立図書館
	(2)読書に関する活動の充実	子ども読書の日や読書週間等のお話し会等の行事の充実と参加奨励	継続	
3 保育所(園) 幼稚園	(1)身近に本がある環境づくり	市立図書館の団体貸出、図書館除籍資料の活用	継続	保育所(園) 幼稚園 福祉事務所 生涯学習課 市立図書館
	(2)読み聞かせや読書時間の充実	保育士・保育教諭・幼稚園教諭や読書ボランティア等によるおはなし会の開催	継続	
	(3)保護者へのはたらきかけ	絵本リストの作成および配布、および読み聞かせの資料提供と奨励	継続	
		市立図書館利用の呼びかけ		
4 学校	(1)「子ども読書の日」の取組	子ども読書の日、読書週間等にあわせた読書活動の取組の充実	継続	学校 生涯学習課 学校教育課 市立図書館
	(2)読書指導の充実	学習に役立つリストの作成し、授業において学校図書館の利用の推進	継続	
		市立図書館の団体貸出の活用		
		読書活動に関する研修会への参加		
	(3)学校図書館の充実	図書の購入・更新	継続	
	(4)ボランティア活動の推進	ボランティアによる読み聞かせ等の充実	継続	
	(5)読書活動等の充実	読書活動等の取組の充実	継続	
	(6)学校司書の配置と研修の充実	小・中学校の学校図書館への学校司書配置	継続	
		学校司書の資質能力を高める研修の充実	拡充	
	(7)司書教諭・図書館担当教員と学校司書、教員の連携	学校職員の連携による図書館活用の取組の推進	継続	
	(8)市立図書館との連携	図書資料の団体貸出の活用、および市立図書館との連携の充実	継続	
		児童・生徒の市立図書館見学の実施を推進	拡充	
	(9)保護者へ親子読書の呼びかけ及びP T Aとの連携	P T Aと連携した、読書の意義についての啓発と家読の奨励	継続	
市立図書館利用の呼びかけ				
(10)うきどくノートの活用	市立図書館作成のうきどくノート等を活用した学校・家庭での読書の奨励	継続		

施策項目		具体的な取組	実施区分	関係機関・部署
5 市 立 図 書 館	(1)市立図書館の整備・充実	児童コーナー充実および特設コーナー設置	継続	生涯学習課 学校教育課 市立図書館
		子育て世代の来館の促進の取組実施	新規	
	(2)おはなし会等の充実	おはなし会、ブックトーク、アニメーションの実施	継続	
	(3)乳幼児サービスの充実	ブックスタート事業の充実	継続	
		セカンドブック事業の実施	新規	
	(4)中高生へのサービスの充実	中高生向けの資料の充実、および中高生対象事業の実施	拡充	
	(5)レファレンスの支援	調べ学習や討論、発表を支援するレファレンスの充実	継続	
	(6)団体貸出による市立図書館資料の活用	各施設のニーズに合致した団体貸出資料の選書と配送	継続	
	(7)読書ボランティアの育成・支援	読み聞かせ技術向上に向けた研修会の実施、情報の提供	継続	
	(8)情報機器の活用	蔵書検索システムやスマートフォン等携帯端末対応サービスの充実	継続	
		電子図書館の整備	新規	
	(9)市立図書館広報の充実	図書館だよりの充実	拡充	
		児童向け新刊案内、おすすめ本リストの発行		
		ホームページやSNSを通じた情報の公開		
		図書館見学やオリエンテーションの実施		
	(10)専門職員の確保・育成	図書に精通した司書の配置	継続	
		児童向け研修会やレファレンス技能向上に向けた研修会等への参加		
	(11)講座・講演会の実施	子どもの読書活動に関する講座の実施	継続	
		児童書や読書活動に関する講演会（うきどく講演会）の実施		
		読み聞かせ、おはなし会等の実践講座の実施		
(12)小中高校および各団体との連携・協働	学校図書館協議会との連携	継続		
	読書ボランティア団体との交流や連絡会の実施			
	関係団体とのネットワークの構築			
	小中高校との連携強化	拡充		
(13)新1年生の利用カード発行	小学校新1年生、中学校新1年生の一斉登録及び登録更新の実施	継続		
(14)家読コーナーの充実	家読におすすめの図書に関する情報提供	継続		
(15)うきどくノートの活用	学校司書と連携して行う内容の更新	継続		
(16)図書館見学、職場体験の受入	小学生等による図書館見学や司書体験	拡充		
	中高生の職場体験・インターンシップの受入			
(17)るり色ふるさと館「読書コーナー」の支援	蔵書の選書、特設コーナー等の設置、連携事業の実施等	拡充		
(18)「おうち図書館」の推進	「おうち図書館」の啓発	継続		
(19)障がいのある子どもの読書活動の推進	音の出る絵本やさわる絵本等の充実	拡充		

Ⅱ 子どもの読書活動の推進体制の整備と普及啓発の推進

施策項目		具体的な取組	実施区分	関係機関・部署
1 子どもの読書活動の推進体制の整備	(1)市立図書館と学校との連携	学校司書と市立図書館の司書との連絡会及び技能講習会の実施	継続	生涯学習課 学校教育課 福祉事務所 市立図書館
	(2)読書ボランティア等との協力・連携の推進	読書ボランティア活動状況の把握、情報提供、活動先の紹介などのコーディネート	継続	
		読書ボランティア団体のネットワークづくり		
	(3)行政機関の連携	うきは市子ども・子育て支援事業計画の推進	継続	
	(4)他の図書館との連携	子どもの読書活動に関する情報交換、相互貸借	継続	
		福岡県立図書館子ども図書館との連携		
	(5)広域ネットワーク	「福岡県公共図書館等協議会」や「北筑後地区子どもの読書活動推進連絡会議」への参加	拡充	
		電子図書館共同運用の実施		
	(6)計画進行管理	学校、保育所(園)、幼稚園、ボランティア団体、行政等の連携、協力の推進	継続	
うきは市立図書館協議会の充実及び情報公開				
2 子どもの読書活動の普及啓発の推進	(1)「うきは市子ども読書の日」等の取組	毎月23日を「うきは市子ども読書の日」とし、読書活動の啓発を推進	継続	生涯学習課 学校教育課 福祉事務所 市立図書館
		「うきは市子ども読書の日」「子ども読書週間」を中心に、関連事業を行い、家読(うちどく)を推進		
	(2)地域の読書活動情報の提供	読書ボランティア活動情報・イベント情報の提供	継続	
		読書に関する研修会や講演会等への参加の呼びかけ		

資料編

「子どもの読書活動の推進に関する法律」

(平成13年12月12日 法律第154号)

(目的)

第1条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第2条 子ども（おおむね18歳以下の者をいう。以下同じ）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第3条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第6条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第7条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その

他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第8条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第9条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第10条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、4月23日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第11条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

「子どもの読書活動の推進に関する

基本的な計画」(第四次)

(平成30 年8月 閣議決定)

(第3章 基本的方針)

読書を通じて、子どもは読解力や想像力、思考力、表現力等を養うとともに、多くの知識を得たり、多様な文化を理解したりすることができる。また、書籍や新聞、図鑑などの資料を読み深めることを通じて、自ら学ぶ楽しさや知る喜びを体得し、更なる知的探求心や真理を求める態度が培われる。このため、子どもが自ら読書に親しみ、読書習慣を身に付けていけるよう、子どもの興味・関心を尊重しながら自主的な読書活動を推進することが重要である。

また、読書は、子どもが自ら考え、自ら行動し、主体的に社会の形成に参画していくために必要な知識や教養を身に付ける重要な契機となる。特に、社会が急激に変化し、複雑化していく中で、個人が読書活動などを通じて、生涯にわたって絶えず自発的に学ぼうとする習慣を身に付けていくことは大変重要である。

このように、知的活動の基礎となる自主的な読書活動は、推進法第2条や文字・活字文化振興法(平成17年法律第91号)第1条が規定するように、人格の完成と個人の能力の伸長、主体的な社会参画を促すものとして、民主的で文化的な社会の発展に不可欠のものである。

以上のような観点から、国及び地方公共団体は、次の取組を通じ、子どもの自主的な読書活動の重要性を踏まえて、その推進を図る。

1. 家庭、地域、学校を通じた社会全体における取組子どもの自主的な読書活動を推進するためには、家庭、地域、学校を通じた社会全体で取り組むことが重要である。家庭、地域、学校がそれぞれの役割を果たし、民間団体とも緊密に連携し、相互に協力を図ることが求められる。

このような観点から、国及び地方公共団体は、家庭、地域、学校をはじめとして、社会全体で子どもの自主的な読書活

動の推進を図るような取組を推進するとともに、必要な体制の整備に努める。

2. 子どもの読書活動を支える環境の整備

子どもの読書活動を支える環境には地域間格差が見られることから、地方公共団体が地域の実情を十分に勘案するなど、施策の方向性や取組を示すことが大切である。また、子どもの発達の段階に応じて、子ども自身が読書の楽しさを知るきっかけを作り、読書の幅を広げ、読書体験を深めるような機会を提供するとともに、そのための環境作りに努めることが必要である。

あわせて、子どもが読書活動に関心を持つような本を身近に整えることが重要である。

このような観点から、国及び地方公共団体は、子どもの自主的な読書活動の推進に資するため、家庭、地域、学校において子どもが読書に親しむ機会の提供に努めるとともに、施設、設備その他の諸条件の整備・充実に努める。

3. 子どもの読書活動に関する意義の普及

子どもは、大人から民話等の話を聞いたり、読書をする大人の姿を見たりすることで読書意欲を高めていく。子どもが自主的な読書習慣を身に付けていくためには、特に、保護者、教員、保育士等子どもにとって身近な大人が読書活動に理解と関心を持つことが重要である。このため、社会全体で読書活動を推進する機運を一層高める必要がある。このような観点から、国及び地方公共団体は、子どもの自主的な読書活動を推進する社会的機運の醸成を図るため、読書活動の意義や重要性について広く普及啓発を図るよう努める。

「福岡県子ども読書推進計画(改訂版)」

(平成28年8月 福岡県教育委員会)

(概要)

1 基本目標

(1) 読書活動の意義

子どもの読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で、欠くことのできないものです。

また、読書を通じて、子どもは読解力や想像力、思考力等を養うとともに、多くの知識を得たり、多様な文化を理解したりすることができます。

「福岡県子ども読書推進計画」においては、読書活動とは、読書という本を読む行為と読書に関する様々な活動とを併せたものと定義しており、学校・家庭・地域・民間において、「読書推進ボランティアの養成及び活用促進」や「図書館間及び学校図書館等との連携・協力・ネットワーク化」等に取り組むことで、子どもの読書活動を推進します。子どもの読書活動の現状としては、平成27年度の第61回学校読書調査（全国学校図書館協議会・毎日新聞社）によれば、1か月の平均読書量は、小学生が11.2冊、中学生が4.0冊、高校生が1.5冊となっています。また、1か月間に1冊も本を読まなかった者の割合は、小学生4.8%、中学生13.4%、高校生51.9%で、学校段階が進むにつれ子どもの読書離れが進む傾向であることがうかがえます。学校においては、朝の活動時間を利用して、定例的な読書や本の読み聞かせなどを実施するとともに、児童生徒の読書リーダーや読書推進ボランティアの育成とその活用促進などを積極的に行ってまいりました。

特に「朝の読書」等では、「学級全体が落ち着き、集中力が増した」などの報告がなされており、その取組の輪が広がっています。

また、親子で同じ本を読んだり、リレー方式で本の感想等の情報交換をしたりするなど家庭における読書活動の取組も広がりはじめ、子どもの読書習慣の定着とともに、親子のコミュニケーションづくりの場ともなっています。さらに、関係課において図書館、子どもの読書活動推進機関・団体等と連携して、環境整備を含めた子どもの読書活動の定着・充実を図る取組を実施しています。

このように、子どもの読書活動の推進は、社会や学校が抱えている今日的な課題を解決する一方策であることを認識し、県全体でその取組を推進していく必要があります。

（２）計画の目標

子ども（おおむね18歳以下を指す。）の読書活動を推進するためには、すべての子どもが、あらゆる機会と場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、それぞれの子どもの発達段階・個性に応じて、人間形成に役立つ質の高い本と出会うきっかけを作り、興味・関心を高め読書活動の範囲を広げ、様々な読書体験ができるような環境づくりを推進することが必要です。

乳幼児期においては、保護者による本の読み聞かせが主となり、子どもの読書習慣を形成する時期となります。子ど

もは絵本の絵を見ながら語りかけられることにより、想像力を高め、言葉を学ぶだけでなく、保護者と子どものきずなが強まり、読書を楽しむきっかけが生まれます。

また、地域の図書館等を利用して、親子や家族など大人と子どもが共に読書を楽しむ時間を作ることも大切です。

小学生は、文字を覚え、徐々に主体的に読書を行う習慣を身に付けていきますが、全校一斉読書や読書指導等の学校教育活動や地域の図書ボランティア等と連携した様々な取組を通して、読書の楽しさを体験できる機会を設け、読書に対する興味・関心を一層高め、読書の習慣を定着させることが重要です。

中学生・高校生では、生涯にわたる読書の習慣を確立させるため、取組を継続するとともに、読書活動の幅を一層広げるために、多様な興味・関心に応じた読書環境の整備が重要です。

そのためには、学校における教育活動の中だけでなく、あらゆる機会を通して、学校図書館や地域の図書館、ボランティア団体等が、それぞれ子どもの読書活動を推進するために期待される役割を果たすとともに、相互に連携した取組を進めることが必要です。

２ 計画の位置付け

「福岡県子ども読書推進計画」は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」第9条第1項に規定される「県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画」であり、また同条第2項の「市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画」を策定するに当たっての基本となるものです。

なお、福岡県の県政運営の長期的指針である「福岡県総合計画『県民幸福度日本一』の福岡県を目指して」（平成24年3月）の中には子どもの読書活動の充実が位置付けられており、この「福岡県子ども読書推進計画」は、今後の福岡県内の読書に関するあらゆる機関、施設、団体等が、子どもの読書活動を推進していくための総合的な指針として定めるものです。

３ 計画推進のための基本方針

子どもの読書活動を推進し、子どもの読書習慣の形成・定着・確立を図るため、4つの基本方針を掲げ、その推進に努めます。

（１）家庭・地域・学校・民間における子どもの読書活動の推進

子どもを取り巻く読書に関する環境として、大きく「家庭」、「地域」、「学校」、「民間」が挙げられます。

まずは、「家庭」、「地域」、「学校」、「民間」が、子どもの読書活動を推進していくために担うべき役割、課題を把握し、今後推進していくべき方向性を明らかにする必要があります。

「家庭」は、乳幼児期をはじめとして、読書習慣を形成するために重要な役割を持っており、また「地域」とともに、休日の時間の過ごし方を考える主体的な立場にあります。

「地域」は、域内に存在する子どもの読書活動に関係する施設、機関、団体・グループなどであり、地域における読書活動の推進を通して、子どもの読書習慣を形成し、定着させ、確立させる上で重要な役割を持っています。図書館を中心に、読書活動推進団体等が従来から行っている読書活動の推進のための取組を、一層充実させる必要があります。

「学校」は、学習指導要領において読書活動の位置付けがあり、学校図書館を計画的に利用し、その機能の活用を図り、児童生徒の主体的、意欲的な学習活動や読書活動を充実させる必要があります。これらを踏まえ学校図書館は、国語科などの各教科、道徳、総合的な学習の時間及び特別活動などを含め、学校の教育活動全体を通じて多様な読書活動が展開され、子どもの読書習慣の定着・確立を図る上で重要な役割を持っています。このため、学校図書館を活用した一層の子どもの読書活動の推進が期待されています。

「民間」は、子どもの読書活動に関する関心を高めるとともに、子どもが読書に親しむ様々な機会を提供するなど、子どもの自主的な読書活動を推進することに大きく寄与しています。

例えば、読書習慣等の市町村での取組、読書感想文コンクール、家庭での読み聞かせを積極的に奨励する運動、フォーラムの開催、読書指導員の養成等が行われています。

また、子どもの読書活動の推進を図る民間団体の活動を充実させるとともに、民間ネットワークを構築して実施する情報交流や合同研修などの促進を図るためにも「子どもゆめ基金」をはじめとした助成などにより、これらの民間団体の活動を支援します。

（２）子どもの読書活動推進のための施設・設備等諸条件の整備・充実

子どもの読書活動を推進するためには、身近な図書館・学校図書館などが中心となった施策の推進が重要です。

また、子どもが身近なところで求める読書活動ができる環境の整備を図ることは、子どもが発達段階に応じた読書習慣を身につけていく上で重要なことから、地域の実情に応じて、移動図書館車や各種施設を活用した図書室・図書コーナーの整備充実が必要です。

（３）図書館間及び学校図書館等との連携・協力・ネットワーク化

子どもの読書活動を一層推進し、生涯にわたる読書習慣を身につけていくためには、それぞれの関係施設が有機的に連携・協力し、ネットワークを形成することが重要です。特に、子どもの読書活動の推進の中心となる地域の図書館と学校図書館の連携を一層推進していく必要があります。

（４）子どもの読書活動に関する理解と関心の普及子どもの自主的な読書活動を推進するには、子どもの読書の意義や重要性について、県民に対して理解と関心を深める必要があります。

子どもは、読み聞かせによって保護者の愛情とともに読書の楽しみを知り、また、大人の読書に対する認識が、子どもの読書意欲を高めます。

特に、保護者、教職員、保育士等が、子どもの読書活動の意義を理解し、積極的に推進、協力することによって、各関係機関、団体等が行う読書推進の取組がスムーズに実施でき、子どもが発達段階に応じた読書習慣を身に付けていく上で効果的であると考えます。

また、書店商業組合を通じた各書店との連携・協力によって、更なる子どもの読書活動の推進を図ることが期待できます。

「学校図書館ガイドライン」

（28 文科初第 1172 号 平成 28 年 11 月 29 日）

学校図書館をめぐる現状と課題を踏まえ、さらなる学校図書館の整備充実を図るため、教育委員会や学校等にとって参考となるよう、学校図書館の運営上の重要な事項についてその望ましい在り方を示す、「学校図書館ガイドライン」を定める。同ガイドラインは以下の構成とする。

（１）学校図書館の目的・機能

- (2) 学校図書館の運営
- (3) 学校図書館の利活用
- (4) 学校図書館に携わる教職員等
- (5) 学校図書館における図書館資料
- (6) 学校図書館の施設
- (7) 学校図書館の評価

(1) 学校図書館の目的・機能

学校図書館は、学校図書館法に規定されているように、学校教育において欠くことのできない基礎的な設備であり、図書館資料を収集・整理・保存し、児童生徒及び教職員の利用に供することによって、学校の教育課程の展開に寄与するとともに児童生徒の健全な教養を育成することを目的としている。

学校図書館は、児童生徒の読書活動や児童生徒への読書指導の場である「読書センター」としての機能と、児童生徒の学習活動を支援したり、授業の内容を豊かにしてその理解を深めたりする「学習センター」としての機能とともに、児童生徒や教職員の情報ニーズに対応したり、児童生徒の情報の収集・選択・活用能力を育成したりする「情報センター」としての機能を有している。

(2) 学校図書館の運営

校長は、学校図書館の館長としての役割も担っており、校長のリーダーシップの下、学校経営方針の具現化に向けて、学校は学校種、規模、児童生徒や地域の特性なども踏まえ、学校図書館全体計画を策定するとともに、同計画等に基づき、教職員の連携の下、計画的・組織的に学校図書館の運営がなされるよう努めることが望ましい。例えば、教育委員会が校長を学校図書館の館長として指名することも有効である。

学校は、必要に応じて、学校図書館に関する校内組織等を設けて、学校図書館の円滑な運営を図るよう努めることが望ましい。図書委員等の児童生徒が学校図書館の運営に主体的に関わることも有効である。

学校図書館は、可能な限り児童生徒や教職員が最大限自由に活用できるよう、また、一時的に学級になじめない子供の居場所となりうることも踏まえ、児童生徒の登校時から下校時までの開館に努めることが望ましい。また、登校日等の土曜日や長期休業日等にも学校図書館を開館し、児童生徒に読書や学習の場を提供することも有効である。

学校図書館は、学校図書館便りや学校のホームページ等を通じて、児童生徒、教職員や家庭、地域など学校内外に対して、学校図書館の広報活動に取り組むよう努めることが望ましい。

学校図書館は、他の学校の学校図書館、公共図書館、博物館、公民館、地域社会等と密接に連携を図り、協力するよう努めることが望ましい。また、学校図書館支援センターが設置されている場合には同センターとも密接に連携を図り、支援を受けることが有効である。

(3) 学校図書館の利活用

学校図書館は、児童生徒の興味・関心等に応じて、自発的・主体的に読書や学習を行う場であるとともに、読書等を介して創造的な活動を行う場である。このため、学校図書館は児童生徒が落ち着いて読書を行うことができる、安らぎのある環境や知的好奇心を醸成する開かれた学びの場としての環境を整えるよう努めることが望ましい。

学校図書館は、児童生徒の学校内外での読書活動や学習活動、教職員の教育活動等を支援するため、図書等の館内・館外貸出しなど資料の提供を積極的に行うよう努めることが望ましい。また、学校図書館に所蔵していない必要な資料がある場合には、公共図書館や他の学校の学校図書館との相互貸借を行うよう努めることが望ましい。

学校は、学習指導要領等を踏まえ、各教科等において、学校図書館の機能を計画的に利活用し、児童生徒の主体的・意欲的な学習活動や読書活動を充実するよう努めることが望ましい。その際、各教科等を横断的に捉え、学校図書館の利活用を基にした情報活用能力を学校全体として計画的かつ体系的に指導するよう努めることが望ましい。

学校は、教育課程との関連を踏まえた学校図書館の利用指導・読書指導・情報活用に関する各種指導計画等に基づき、計画的・継続的に学校図書館の利活用が図られるよう努めることが望ましい。

学校図書館は、教員の授業づくりや教材準備に関する支援や資料相談への対応など教員の教育活動への支援を行うよう努めることが望ましい。

(4) 学校図書館に携わる教職員等

学校図書館の運営に関わる主な教職員には、校長等の管理職、司書教諭や一般の教員（教諭等）、学校司書等があり、学校図書館がその機能を十分に発揮できるよう、各者がそれぞれの立場で求められている役割を果たした上

で、互いに連携・協力し、組織的に取り組むよう努めることが望ましい。

校長は、学校教育における学校図書館の積極的な利活用に関して学校経営方針・計画に盛り込み、その方針を教職員に対し明示するなど、学校図書館の運営・活用・評価に関してリーダーシップを強く発揮するよう努めることが望ましい。

教員は、日々の授業等も含め、児童生徒の読書活動や学習活動等において学校図書館を積極的に活用して教育活動を充実するよう努めることが望ましい。

学校図書館がその機能を十分に発揮するためには、司書教諭と学校司書が、それぞれに求められる役割・職務に基づき、連携・協力を特に密にしつつ、協働して学校図書館の運営に当たるよう努めることが望ましい。具体的な職務分担については、各学校におけるそれぞれの配置状況等の実情や学校全体の校務のバランス等を考慮して柔軟に対応するよう努めることが望ましい。

司書教諭は、学校図書館の専門的職務をつかさどり、学校図書館の運営に関する総括、学校経営方針・計画等に基づいた学校図書館を活用した教育活動の企画・実施、年間読書指導計画・年間情報活用指導計画の立案、学校図書館に関する業務の連絡調整等に従事するよう努めることが望ましい。また、司書教諭は、学校図書館を活用した授業を実践するとともに、学校図書館を活用した授業における教育指導法や情報活用能力の育成等について積極的に他の教員に助言するよう努めることが望ましい。

学校司書は、学校図書館を運営していくために必要な専門的・技術的職務に従事するとともに、学校図書館を活用した授業やその他の教育活動を司書教諭や教員とともに進めるよう努めることが望ましい。具体的には、1 児童生徒や教員に対する「間接的支援」に関する職務、2 児童生徒や教員に対する「直接的支援」に関する職務、3 教育目標を達成するための「教育指導への支援」に関する職務という3つの観点に分けられる。

また、学校司書がその役割を果たすとともに、学校図書館の利活用が教育課程の展開に寄与するかたちで進むようにするためには、学校教職員の一員として、学校司書が職員会議や校内研修等に参加するなど、学校の教育活動全体の状況も把握した上で職務に当たることも有効である。また、学校や地域の状況も踏まえ、学校司書の配置を

進めつつ、地域のボランティアの方々の協力を得て、学校図書館の運営を行っていくことも有効である。特に特別支援学校の学校図書館においては、ボランティアの協力は重要な役割を果たしている。

（５）学校図書館における図書館資料

１ 図書館資料の種類

学校図書館の図書館資料には、図書資料のほか、雑誌、新聞、視聴覚資料（CD、DVD等）、電子資料（CD-ROM、ネットワーク情報資源（ネットワークを介して得られる情報コンテンツ）等）、ファイル資料、パンフレット、自校独自の資料、模型等の図書以外の資料が含まれる。

学校は、学校図書館が「読書センター」、「学習センター」、「情報センター」としての機能を発揮できるよう、学校図書館資料について、児童生徒の発達段階等を踏まえ、教育課程の展開に寄与するとともに、児童生徒の健全な教養の育成に資する資料構成と十分な資料規模を備えるよう努めることが望ましい。

選挙権年齢の引下げ等に伴い、児童生徒が現実社会の諸課題について多面的・多角的に考察し、公正に判断する力等を身につけることが一層重要になっており、このような観点から、児童生徒の発達段階にに応じて、新聞を教育に活用するために新聞の複数紙配備に努めることが望ましい。

小学校英語を含め、とりわけ外国語教育においては特に音声等の教材に、理科等の他の教科においては動画等の教材に学習上の効果が見込まれることから、教育課程の展開に寄与するデジタル教材を図書館資料として充実するよう努めることが望ましい。

発達障害を含む障害のある児童生徒や日本語能力に応じた支援を必要とする児童生徒の自立や社会参画に向けた主体的な取組を支援する観点から、児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた様々な形態の図書館資料を充実するよう努めることが望ましい。例えば、点字図書、音声図書、拡大文字図書、ＬＬブック、マルチメディアデジータ図書、外国語による図書、読書補助具、拡大読書器、電子図書等の整備も有効である。

２ 図書館資料の選定・提供

学校は、特色ある学校図書館づくりを推進するとともに、図書館資料の選定が適切に行われるよう、各学校において、明文化された選定の基準を定めるとともに、基準に

沿った選定を組織的・計画的に行うよう努めることが望ましい。

図書館資料の選定等は学校の教育活動の一部として行われるものであり、基準に沿った図書選定を行うための校内組織を整備し、学校組織として選定等を行うよう努めることが望ましい。

学校は、図書館資料について、教育課程の展開に寄与するという観点から、文学（読み物）やマンガに過度に偏ることなく、自然科学や社会科学等の分野の図書館資料の割合を高めるなど、児童生徒及び教職員のニーズに応じた偏りのない調和のとれた蔵書構成となるよう選定に努めることが望ましい。

学校図書館は、必要に応じて、公共図書館や他の学校の学校図書館との相互貸借を行うとともに、インターネット等も活用して資料を収集・提供することも有効である。

3 図書館資料の整理・配架

学校は、図書館資料について、児童生徒及び教職員がこれを有効に利活用できるように原則として日本十進分類法（NDC）により整理し、開架式により、配架するよう努めることが望ましい。

図書館資料を整理し、利用者の利便性を高めるために、目録を整備し、蔵書のデータベース化を図り、貸出し・返却手続及び統計作業等を迅速に行えるよう努めることが望ましい。また、地域内の学校図書館において同一の蔵書管理システムを導入し、ネットワーク化を図ることも有効である。

館内の配架地図や館内のサイン、書架の見出しを設置するなど、児童生徒が自ら資料を探すことができるように配慮・工夫することや、季節や学習内容に応じた掲示・展示やコーナーの設置などにより、児童生徒の読書意欲の喚起、調べ学習や探究的な学習に資するように配慮・工夫するよう努めることが望ましい。また、学校図書館に、模型や実物、児童生徒の作品等の学習成果物を掲示・展示することも有効である。

学校図書館の充実が基本であるが、児童生徒が気軽に利活用できるよう、図書館資料の一部を学級文庫等に分散配架することも有効である。なお、分散配架した図書も学校図書館の図書館資料に含まれるものであり、学校図書館運営の一環として管理するよう努めることが望ましい。

4 図書館資料の廃棄・更新

学校図書館には、刊行後時間の経過とともに誤った情報を記載していることが明白になった図書や、汚損や破損により修理が不可能となり利用できなくなった図書等が配架されている例もあるが、学校は、児童生徒にとって正しい情報や図書館資料に触れる環境整備の観点や読書衛生の観点から適切な廃棄・更新に努めることが望ましい。

図書館資料の廃棄と更新が適切に行われるよう、各学校等において、明文化された廃棄の基準を定めるとともに、基準に沿った廃棄・更新を組織的・計画的に行うよう努めることが望ましい。

廃棄と更新を進めるに当たって、貴重な資料が失われないようにするために、自校に関する資料や郷土資料など学校図書館での利用・保存が困難な貴重な資料については、公共図書館等に移管することも考えられる。

（6）学校図書館の施設

文部科学省では、学校施設について、学校教育を進める上で必要な施設機能を確保するために、計画及び設計における留意事項を学校種ごとに「学校施設整備指針」として示している。この学校施設整備指針において、学校図書館の施設についても記述されており、学校図書館の施設については、学校施設整備指針に留意して整備・改善していくよう努めることが望ましい。

また、これからの学校図書館には、主体的・対話的で深い学び（アクティブ・ラーニングの視点からの学び）を効果的に進める基盤としての役割も期待されており、例えば、児童生徒がグループ別の調べ学習等において、課題の発見・解決に向けて必要な資料・情報の活用を通じた学習活動等を行うことができるよう、学校図書館の施設を整備・改善していくよう努めることが望ましい。

（7）学校図書館の評価

学校図書館の運営の改善のため、PDCA サイクルの中で校長は学校図書館の館長として、学校図書館の評価を学校評価の一環として組織的に行い、評価結果に基づき、運営の改善を図るよう努めることが望ましい。

評価に当たっては、学校関係者評価の一環として外部の視点を取り入れるとともに、評価結果や評価結果を踏まえた改善の方向性等の公表に努めることが望ましい。また、コミュニティ・スクールにおいては、評価に当たって学校運営協議会を活用することも考えられる。

評価は、図書館資料の状況（蔵書冊数、蔵書構成、更新状況等）、学校図書館の利活用の状況（授業での活用状況、開館状況等）、児童生徒の状況（利用状況、貸出冊数、読書に対する関心・意欲・態度、学力の状況等）等について行うよう努めることが望ましい。評価に当たっては、アウトプット（学校目線の成果）・アウトカム（児童生徒目線の成果）の観点から行うことが望ましいが、それらを支える学校図書館のインプット（施設・設備、予算、人員等）の観点にも十分配慮するよう努めることが望ましい。

第 6 次「学校図書館図書整備等 5 か年計画」

（令和 4 年 1 月 24 日）

文部科学省では、令和 4 年度から令和 8 年度を対象期間とする第 6 次「学校図書館図書整備等 5 か年計画」を策定しました。本計画は、公立小中学校等の学校図書館における、学校図書館図書標準の達成、計画的な図書の更新、新聞の複数紙配備、学校司書の配置拡充が図られることを目的としており、本計画に基づいた地方財政措置が講じられています。

文部科学省は、本計画に基づき、公立小中学校等の学校図書館の整備充実に努めていきます。

＜以下、省略＞

視聴覚障害者等の読書環境の推進に関する

法律（読書バリアフリー法）

（令和元年 6 月 28 日 法律第 49 号）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、基本計画の策定その他の視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の基本となる事項を定めること等により、視覚障害者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進し、もって障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化（文字・活字文化振興法（平成十七年法律第九十一号）

第二条に規定する文字・活字文化をいう。）の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「視覚障害者等」とは、視覚障害、発達障害、肢体不自由その他の障害により、書籍（雑誌、新聞その他の刊行物を含む。以下同じ。）について、視覚による表現の認識が困難な者をいう。

2 この法律において「視覚障害者等が利用しやすい書籍」とは、点字図書、拡大図書その他の視覚障害者等がその内容を容易に認識することができる書籍をいう。

3 この法律において「視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等」とは、電子書籍その他の書籍に相当する文字、音声、点字等の電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。第十一条第二項及び第十二条第二項において同じ。）であって、電子計算機等を利用して視覚障害者等がその内容を容易に認識することができるものをいう。

（基本理念）

第三条 視覚障害者等の読書環境の整備の推進は、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。

一 視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等が視覚障害者等の読書に係る利便性の向上に著しく資する特性を有することに鑑み、情報通信その他の分野における先端的な技術等を活用して視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の普及が図られるとともに、視覚障害者等の需要を踏まえ、引き続き、視覚障害者等が利用しやすい書籍が提供されること。

二 視覚障害者等が利用しやすい書籍及び視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等（以下「視覚障害者等が利用しやすい書籍等」という。）の量的拡充及び質の向上が図られること。

三 視覚障害者等の障害の種類及び程度に応じた配慮がなされること。

（国の責務）

第四条 国は、前条の基本理念にのっとり、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第五条 地方公共団体は、第三条の基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（財政上の措置等）

第六条 政府は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 基本計画等

（基本計画）

第七条 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画（以下この章において「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策についての基本的な方針

二 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関し政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

三 前二号に掲げるもののほか、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ、経済産業大臣、総務大臣その他の関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ、視覚障害者等その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

5 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定したときは、遅滞なく、これをインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

6 前三項の規定は、基本計画の変更について準用する。
（地方公共団体の計画）

第八条 地方公共団体は、基本計画を勘案して、当該地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の状況等を踏まえ、当該地方公共団体における視覚障害者等の読

書環境の整備の推進に関する計画を定めるよう努めなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を定めようとするときは、あらかじめ、視覚障害者等その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、第一項の計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

4 前二項の規定は、第一項の計画の変更について準用する。

第三章 基本的施策

（視覚障害者等による図書館の利用に係る体制の整備等）

第九条 国及び地方公共団体は、公立図書館、大学及び高等専門学校附属図書館並びに学校図書館（以下「公立図書館等」という。）並びに国立国会図書館について、各々の果たすべき役割に応じ、点字図書館とも連携して、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の充実、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の円滑な利用のための支援の充実その他の視覚障害者等によるこれらの図書館の利用に係る体制の整備が行われるよう、必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、点字図書館について、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の充実、公立図書館等に対する視覚障害者等が利用しやすい書籍等の利用に関する情報提供その他の視覚障害者等が利用しやすい書籍等を視覚障害者が十分かつ円滑に利用することができるようにするための取組の促進に必要な施策を講ずるものとする。

（インターネットを利用したサービスの提供体制の強化）

第十条 国及び地方公共団体は、視覚障害者等がインターネットを利用して全国各地に存する視覚障害者等が利用しやすい書籍等を十分かつ円滑に利用することができるようにするため、次に掲げる施策その他の必要な施策を講ずるものとする。

一 点字図書館等から著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第三十七条第二項又は第三項本文の規定により製作される視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等（以下「特定電子書籍等」という。）であってインターネットにより送信することができるもの及び当該点字図書館等の有する視覚障害者等が利用しやすい書籍等に関する情報の提供を受け、これらをインターネットにより視覚障害者等に提供する全国的なネットワークの運営に対する支援

二 視覚障害者等が利用しやすい書籍等に係るインターネットを利用したサービスの提供についての国立国会図書館、前号のネットワークを運営する者、公立図書館等、点字図書館及び特定電子書籍等の製作を行う者の間の連携の強化

（特定書籍及び特定電子書籍等の製作の支援）

第十一条 国及び地方公共団体は、著作権法第三十七条第一項又は第三項本文の規定により製作される視覚障害者等が利用しやすい書籍（以下「特定書籍」という。）及び特定電子書籍等の製作を支援するため、製作に係る基準の作成等のこれらの質の向上を図るための取組に対する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

２ 国は、特定書籍及び特定電子書籍等の効率的な製作を促進するため、出版を行う者（次条及び第十八条において「出版者」という。）からの特定書籍又は特定電子書籍等の製作を行う者に対する書籍に係る電磁的記録の提供を促進するための環境の整備に必要な支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の販売等の促進等）

第十二条 国は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の販売等が促進されるよう、技術の進歩を適切に反映した規格等の普及の促進、著作権者と出版者との契約に関する情報提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

２ 国は、書籍を購入した視覚障害者等からの求めに応じて出版者が当該書籍に係る電磁的記録の提供を行うことその他の出版者からの視覚障害者等に対する書籍に係る電磁的記録の提供を促進するため、その環境の整備に関する関係者間における検討に対する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（外国からの視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の入手のための環境の整備）

第十三条 国は、視覚障害者等が、盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約の枠組みに基づき、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等であってインターネットにより送信することができるものを外国から十分かつ円滑に入手することができるよう、その入手に関する相談体制の整備その他のその入手のための環境の整備について必要な施策を講ずるものとする。

（端末機器等及びこれに関する情報の入手の支援）

第十四条 国及び地方公共団体は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等を利用するための端末機器等及びこれに関する情報を視覚障害者等が入手することを支援するため、必要な施策を講ずるものとする。

（情報通信技術の習得支援）

第十五条 国及び地方公共団体は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等を利用するに当たって必要となる情報通信技術を視覚障害者等が習得することを支援するため、講習会及び巡回指導の実施の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

（研究開発の推進等）

第十六条 国は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等及びこれを利用するための端末機器等について、視覚障害者等の利便性の一層の向上を図るため、これらに係る先端的な技術等に関する研究開発の推進及びその成果の普及に必要な施策を講ずるものとする。

（人材の育成等）

第十七条 国及び地方公共団体は、特定書籍及び特定電子書籍等の製作並びに公立図書館等、国立国会図書館及び点字図書館における視覚障害者等が利用しやすい書籍等の円滑な利用のための支援に係る人材の育成、資質の向上及び確保を図るため、研修の実施の推進、広報活動の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四章 協議の場等

第十八条 国は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の効果的な推進を図るため、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、総務省その他の関係行政機関の職員、国立国会図書館、公立図書館等、点字図書館、第十条第一号のネットワークを運営する者、特定書籍又は特定電子書籍等の製作を行う者、出版者、視覚障害者等その他の関係者による協議の場を設けることその他関係者の連携協力に関し必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

うきは市子どもの読書活動推進協議会

設置要綱

(平成 24 年 4 月 3 日教育委員会告示第 2 号)

(趣旨)

第 1 条 うきは市子どもの読書活動推進計画（以下「推進計画」という。）の策定に関し、必要な事項を協議するため、うきは市子ども読書活動推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 協議会の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 推進計画の策定に関し、幅広い見地から意見又は助言を得ること。

(2) その他推進計画の策定に関し必要な事項を協議すること。

(組織)

第 3 条 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

(1) うきは市内の幼稚園、保育所及び保育園代表 1 名

(2) うきは市立小学校長会代表 1 名

(3) うきは市立中学校長会代表 1 名

(4) 学校司書代表 1 名

(5) うきは市立小学校 PTA 会長及びうきは市立中学校 PTA 会長代表 1 名

(6) 読み聞かせボランティア代表 1 名

(7) 学識経験者 1 名

(8) 公募による市民の代表者 2 名

(任期)

第 4 条 委員の任期は、推進計画の策定が完了する日までとする。

(会長及び副会長の職務)

第 5 条 協議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 協議会は、会長が招集し、議長を務める。

2 会長は、必要があると認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

(費用弁償)

第 7 条 委員が招集に応じて出務したときは、うきは市職員等旅費に関する条例(平成 17 年うきは市条例第 58 号)

第 2 条第 5 項の規定に基づき費用弁償を支払う。

【うきは市職員等旅費に関する条例(平成 17 年うきは市条例第 58 号) 第 2 条第 5 項】

(庶務)

第 8 条 協議会の庶務は、生涯学習課において処理する。

(その他)

第 9 条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

※別紙 「読書活動実態調査（読書活動に関するアンケート調査）」参照

うきは市子どもの読書活動推進協議会

1 協議会委員等

役 職	氏 名	所属・役職等	選出団体等
会 長	永利 和則	福岡女子短期大学特任教授 元小郡市立図書館長	学識経験者
副会長	松田 清孝	うきは市小学校長会 御幸小学校長	小学校長会代表
委 員	堀江 元子	うきは保育協会 山春保育所 園長	保育園（所）・幼稚園代表
委 員	金子 敬尋	うきは市中学校長会 浮羽中学校長	中学校長会代表
委 員	金子 徳子	うきは市学校図書館協議会 吉井中学校司書	市学校図書館協議会代表
委 員	木下 英樹	うきは市小中学校PTA連合会 吉井中学校PTA会長	市小中学校PTA代表
委 員	合原 邦子	おはなし会かきの木 所属	ボランティア団体代表
委 員	釜瀬 直子	（おはなし会ひまわり文庫所属）	公 募
委 員	香月 祥宏	（おはなし会みつばち文庫所属）	公 募
事務局長	山崎 穰	うきは市教育委員会 生涯学習課長	
事務局	井上 理恵	うきは市教育委員会 学校教育課長	
	浦 聖子	うきは市福祉事務所 所長	
	柳瀬 浩三	うきは市立図書館 館長	
	秀平 敬士郎	うきは市立図書館 主事	

2 協議会等の経過

期 日	事 項	内 容
3月 ～4月	関係機関施策等の 実施状況調査、集約	第2次計画の施策に関する実施 状況調査
5月26日	第1回 事務局会 第1回 協議会	計画の概要検討、作成 計画の概要説明、審議
6月～8月	読書活動実態調査 実施、集約、分析	本市における子どもの読書活動 に関する状況の把握と分析
8月30日	第2回 事務局会 第2回 協議会	実態調査分析、計画素案作成 実態調査結果・計画素案審議
10月25日	第3回 事務局会 第3回 協議会	計画案検討、作成 計画案審議
1月6日 ～2月5日	パブリックコメント	パブリックコメント
2月21日	第4回 事務局会 第4回 協議会	計画最終案検討、作成 計画最終まとめ

「うきは市子どもの読書活動推進計画」(第3次)

発行年月 令和5年4月

発 行 うきは市教育委員会

編 集 うきは市教育委員会生涯学習課

うきは市立図書館

〒839-1497 うきは市浮羽町朝田582-1

電話 0943-77-3050

